

排水設備工事計画確認申請等の手引き

春日井市上下水道部

目次

第1章 排水設備の技術基準.....	1
§ 1 総則	1
1 目的	1
2 適用	1
3 参考文献	1
4 排水設備工事の範囲.....	1
5 排除方式	2
§ 2 基本的事項	4
1 設計	4
2 事前調査	4
3 配管経路の設定.....	4
4 使用する材料及び器具.....	5
5 排水設備の維持管理.....	5
6 阻集器	5
7 ディスポーザ.....	7
8 排水槽	7
9 医療機関における下水排除基準の遵守について.....	8
§ 3 屋外排水設備	8
1 屋外排水管の計画.....	8
2 排水管	8
3 ます	10
4 特殊ます	13
5 トラップ付きます.....	13
6 掃除口	13
7 雨水貯留浸透施設.....	14
§ 4 事業場排水	15
1 水質規制	15
2 事業場排水の届出から接続まで.....	15
3 除害施設の設置.....	16

4	除害施設の維持管理.....	16
§ 5	汚水接続ます等の設置.....	16
1	汚水接続ます等の設置基準.....	16
2	取付管の設置.....	17
§ 6	共有私道排水設備.....	18
1	一般事項	18
2	管径決定	19
3	勾配及び流速.....	19
4	土被りの厚さ.....	19
§ 7	その他留意事項	19
1	くみ取便所の改造.....	19
2	浄化槽等の処理.....	20
3	既設排水設備管の取り扱いについて.....	20
第2章	排水設備の設置手続.....	21
§ 1	総則	21
1	排水設備の設置手続きの目的.....	21
2	排水設備計画確認申請書の提出.....	21
3	排水設備工事の施工.....	21
4	排水設備の軽微な変更.....	22
§ 2	排水設備工事計画確認.....	22
1	排水設備工事計画確認申請書の添付書類.....	22
2	事前協議について.....	23
3	排水設備工事計画確認申請書の提出等.....	24
4	工事の着手	24
5	現地調査	25
6	計画変更の確認事項について.....	25
7	排水設備指定工事店の自主検査.....	25
8	工事完了	26
9	工事完了検査.....	26
10	一部完了検査.....	26

11	図面の作成	26
12	排水設備完了検査要領.....	30
§ 3	排水設備工事の施工者.....	30
1	排水設備指定工事店.....	30
2	指定工事店として遵守すべき特に重要な事項.....	30
3	指定工事店の指定の取消し又は一時停止.....	32
4	排水設備工事責任技術者の責務.....	32
5	責任技術者の登録の取消し又は一時停止.....	33
§ 4	水洗便所改造貸付金貸付制度.....	34
1	貸付の内容	34
2	償還の方法	34
3	申し込み時期.....	34
4	申請書類	34
§ 5	事務の流れ	36
第3章	申請書の記入例.....	38
1	春日井市下水道条例に基づく排水設備工事計画確認申請書等の記入例	38
2	排水設備工事調書.....	40
3	汚水接続ます（設置・撤去・取替）申請書.....	45
	45
4	排水設備（除害施設）工事完了届.....	47
5	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届.....	49
第4章	春日井市における留意事項について.....	51
1	潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて	51
2	屋外排水器具（ガーデンパン等）からの排水について	51
3	集合住宅の排水設備工事における周知について	52
4	排水設備工事完了検査時の住民周知について	52
5	公共下水道使用開始届等について.....	52
第5章	汚水接続ます等構造図.....	53
1	塩ビ汚水接続ます標準図.....	53
2	汚水接続ます標準図（SA・SB型）	54

3	汚水取付管工図・密閉蓋・掘削断面図.....	55
4	汚水接続ます取付管撤去図.....	56
第6章	下水道台帳の見方.....	57
第7章	その他	59
1	よくある問い合わせ.....	59
2	主たる関連法令等.....	61

第1章 排水設備の技術基準

§1 総則

1 目的

この基準は、春日井市下水道条例施行規程第11条(排水設備工事の実施及び接続方法)に関しその設計及び施行についての技術上の基準を示すと共に、これら工事の設計審査及び完了検査の適正な施行を図ることを目的とする。ただし、他法令等により基準の定めがある場合及び在来排水設備については、この限りではない。

2 適用

排水設備の設置又は構造については、関係法令、条例及び施行規則のほか、この基準による。これらに定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説(2016年版)」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」によるものとし、建築物の用途及び環境等の条件を考慮し、適切な方法で工事を行うものとする。

3 参考文献

(1) この基準書を作成するにあたり参考及び引用した文献は、次のとおりとする。

公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説(2016年版)」

(2) この基準書を作成するにあたり引用した表は、次のとおりとする。

「下水道排水設備指針と解説」59頁の「管径及び勾配の基準(汚水)」表3-1

「下水道排水設備指針と解説」60頁の「管径及び勾配の基準(雨水)」表3-2

4 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、土地及び建物から排除される下水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設(浄化槽を除く。)を新設、増設、改築する工事をいう。

汚水を排除する排水設備の範囲は、給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体となっているため、排水設備として扱う。また、洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。

雨水を排除する排水設備は、屋内の場合はルーフトレン、雨とい等の雨水を受ける設備からとし、屋外の場合は排水管、排水溝又は雨水ますからとする。

5 排除方式

- (1) 汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水を排除する施設（汚水接続ます）に、雨水は雨水を排除する施設（本管、側溝又は水路等）に排除すること。
- (2) 雨水排水については、雨水浸透管、浸透ますなどの雨水浸透施設を設置し地下に浸透させることができる。ただし、設置にあたっては、第1章 § 3 の 7 「雨水貯留浸透施」によること。
- (3) 排水方式は、原則として自然流下とする。
- (4) 汚水又は雨水の区分は、表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 汚水・雨水の区分基準表

建物の種別等	下水の種類	汚水・雨水区分
生活雑排水 (一般住宅)	水洗便所、台所、風呂場、洗面所、洗濯機の排水	・汚水
	給湯器、空気調和用機器、給水ポンプ等のドレン及び逃がし管の排水	・原則汚水
	屋外の足洗い場等の排水（集水構造があり屋根がある場合）	・汚水
	屋外の足洗い場等の排水（集水構造があり屋根が無い場合）	・雨水（浸透処理ます）
	屋外の庭用、洗車用の散水栓（集水構造なし）	・雨水
	池の排水（観賞用施設を含む）	・原則汚水（協議により、ろ過装置設置で雨水の場合もあり） ・オーバーフローは雨水
共同住宅 マンション アパート ホテル	生活雑排水	・一般住宅に準ずる
	ゴミ収集施設の排水（集水構造があり、屋根がない場合）	・給水装置がある場合は、通常時は雨水とし、清掃時に汚水へ切替
	屋上、通路、ベランダの排水	・雨水
	屋外屋根なし駐車場（機械式）ピット排水	・雨水、必要に応じ、除害施設（処理施設）を設置する
	屋外屋根つき駐車場（機械式）ピット排水	・汚水、必要に応じ、除害施設（処理施設）を設置する
	受水槽、高架水槽のオーバーフロー排水	・雨水（浸透処理ます）
	受水槽、高架水槽のドレン排水	・汚水
	屋上室外機（雨水混入あり）	・雨水（浸透処理ます）
工場、事業場 (特定事業場を含む)	生活雑排水	・一般住宅に準ずる
	事業活動に生じた排水	・汚水、必要に応じ、除害施設（処理施設）を設置する
	屋内駐車場（スーパー等）	・雨のふり込みは雨水 ・各階の掃除用の散水は汚水（雨水が混入する場合は雨水と汚水切替）

		・洗い場の排水は汚水
	ドレン排水	・汚水
	冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水	・原則汚水
	消火栓・スプリンクラー系統などの水抜き	・汚水
油分を含む雨水の混入のある事業場	ガソリンスタンド(コイン洗車場含む)、運送会社、整備工場、自動車販売業の排水	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の無い敷地内の降雨排水は油分を阻集器で除去した後に雨水 ・作業場等の事業活動に伴う排水が混入する場合は、通常時は雨水、作業時は汚水(雨水と汚水切替)とし、それぞれに阻集器を設置し油分を除去 ・屋内作業場及び屋根有り部分が区割りでき、雨水の混入の無い集水構造については汚水
	自動車洗車場 自動式車両洗浄装置(特定施設)	・通常時は雨水、洗浄水等は汚水(雨水と汚水切替)とし、それぞれに阻集器を設置
大型施設・官公庁等(学校等を含む)	生活雑排水	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅に準ずる ・試験室等は必要に応じ除害施設を設置し、汚水
	屋外プール排水	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水(排水量を調整できる装置を設置すること) ・排水量は上下水道経営課の指示に従うこと ・オーバーフロー、プールサイド排水は雨水
	屋内プール排水	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水(排水量を調整できる装置を設置すること) ・排水量は上下水道経営課の指示に従うこと ・オーバーフロー、プールサイド排水は汚水
工事現場	解体工事の散水の排水 建設工事現場の排水	・集水が可能であれば、原則汚水。集水ができない場合は雨水。ただし、どちらも沈殿槽等を設ける、水質等を確認する等の必要な措置を講じる。
	掘削等、工事に伴う地下水	・沈殿槽等を設ける、水質等を確認する等の必要な措置を講じたうえで原則汚水
その他	防火水槽及び配水管等のドレンの排水	・雨水
	湧き水	・雨水(事業活動に伴わないもの)

※原則汚水のうち、雨水と同等以上に清浄なものについては、市との協議により設置条件等を勘案して、雨水と同様の取り扱いをする場合がある。

§ 2 基本的事項

1 設計

排水設備の設計にあたっては、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性・施工・維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。

また、設計にあたっては現場の状況・下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造・機能を有し、施工や維持管理が容易で最も経済的な設備になるよう努める。

2 事前調査

排水設備工事の設計に際しては、次の事項について事前に調査確認すること。

- (1) 施工場所が処理区域内、供用開始告示済みであるかどうかの確認
- (2) 排水施設（公共下水道本管、取付管、汚水接続ますの深さ・位置・管径）及び宅地内既設排水設備の状況（流下能力、管種、管径、深さ、勾配、配管材の構造等の良否など）の調査
- (3) 宅地の形状、起伏及び隣地との境界
- (4) 建物の配置、構造、形状及び間取り
- (5) 宅地周辺の道路（公道、私道）
- (6) 水道管などの既設埋設物の調査
- (7) 建物の用途などの調査
- (8) 計画下水排除量の調査（家屋を増築するなどの将来計画の確認）
- (9) 次の場合、排水設備設置義務者（家屋所有者、土地所有者、使用者）の権利関係の調査及び承認の確認を入念に行うこと。

ア 他人の所有する土地及び建物に排水設備を設ける場合

イ 他人が設置した排水設備に接続する場合

3 配管経路の設定

- (1) 構造物の埋設位置を定め、配管経路の延長測量と排水設備を固着させる既設の汚水接続ますの高さを基準とした水準測量を行うとともに、埋設物の位置、高さを確認すること。
- (2) 設備の使用面、維持管理面、費用面等の最良の方法を選択して、施工方法を決定すること。

4 使用する材料及び器具

- (1) 排水設備の材料及び器具は、安全性、衛生性、耐久性を有するとともに維持管理を考慮して互換性があり環境に適応したものとし、原則として次の規格品を使用するものとする。
 - ・日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWA)、日本下水道協会(JSWAS)、空気調和・衛生工学会規格(SHASE-S)等を用いること。
- (2) 一度使用した材料及び器具は原則として使用しない。
- (3) 規格品以外を使用する場合は、使用目的、用途に適した性能があるものを使用すること。

5 排水設備の維持管理

- (1) 排水設備設置義務者は、日常の注意及び定期的に点検を行い、排水設備の機能確保に努めること。
- (2) 排水設備設置義務者は、工事完成図面等を保管し、維持管理に活用すること。
- (3) 排水設備設置義務者は、増設又は改築をする場合は、排水設備計画確認申請等の提出を行うこと。

6 阻集器

汚水が油脂、ガソリン、土砂、その他排水のための配管設備、下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備、排水管等を損傷するおそれのある物質を含む場合は、阻集器を設けなければならない。選定方法、容量計算等は、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」、空気調和・衛生工学会規格(SHASE-S)を参照すること。

(1) 阻集器の設置について

グリーストラップ等阻集器の設置は、建築基準法と下水道法で規定されている。

まず、建築基準法では施行令第129条で「建築物に設ける排水の為の配管設備の設置及び構造は、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること」(一部省略)と規定し、その設置は義務とされている。しかし、国土交通大臣が定めた構造方法については、建設省告示第1597号「汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水の為の配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水の為の配管設備を損傷する物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること」と

のみ示し、明確な適用基準は設けていない。

一方の下水道法では阻集器等の除害施設の設置について、第12条第1項「著しく公共下水道の機能を妨げるおそれのある下水を排除するものに除害施設を設ける旨を定めることができる」と規定、これに基づいて春日井市下水道条例第9条除害施設の設置等で「次に定める基準に適合しない下水を継続して排除するものは除害施設を設けなければならない」として、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量等を規定しているが、「継続して排除」と規定しているため、排水を定期的に検査してその継続性を証明していく必要があるものとなっている。

阻集器の設置については上記以上の明確な基準はないが、基準に適合しない排水を行えば最終的には公共下水道に損害を与え、近隣住民はもとより排出者自身も排水ができないなどの損失を被ること、阻集器を事後設置すると費用が高額となりやすいこと、損害の補償や下水道管渠の清掃に多大な費用が発生することから、公共下水道の機能を妨げる恐れがある排水を行う場合は阻集器の設置が必要となる。

(2) 阻集器の種類

ア サンド阻集器(サンドトラップ)

洗車場等これに類する場所で土砂を多量に排出する箇所には土砂が下水管に流出しないよう適当な大きさのサンドトラップを設けること。

イ オイル阻集器 (オイルトラップ)

ガソリンスタンド、自動車修理工場等排水中に多量の油を含むおそれがある場合、洗車場等これに類する場所でオイルが排出されるおそれがある場合にはオイルトラップを設けること。

ウ グリース阻集器 (グリーストラップ)

料理店、ホテル、バーなどの調理場その他脂肪を多量に排出する加工食品、製造工場などにはグリーストラップを設けること。

エ その他の阻集器 (ヘアトラップ、ランドリートラップ、プラスタトラップ等)

事業所等において毛髪、糸くず、布くず、プラスタ、貴金属等の不溶性物質を排水する場合は、それぞれの不溶性物質に適用した阻集器を設けること。

(3) 阻集器について

ア 阻集器は目的に適合するものを選定し、容易に維持管理ができる場所に設けること。

イ 阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。トラップ機能を備えていない阻集器を用いる場合はその阻集器の直近下流にトラップを設置すること。

ウ 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

エ 阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用する場合はこの限りではない。

7 ディスポーザ

ディスポーザ単体（食品くず処理器）設備等を使用すると、下水管に細かいゴミが詰まって、悪臭、閉塞の原因となる。また、処理場の処理負担が著しく増大し、維持管理に支障となるため、設置してはならない。

ただし、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成25年3月）」に基づき同協会の製品認証を受けたものについては、排水設備として協議を行い採用の可否を判断するものとする。

「春日井市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」を参照

8 排水槽

下水を自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置し排水ポンプで排出する。設計施工にあたっては、下水道新技術推進機構「即時排水型ビルピット設備技術マニュアル」、日本下水道協会「下水道排水設備指針と解説」を参考にし、次の点に留意すること。

- (1) 排水槽は、原則として汚水、雑排水、湧水別に設置するのが望ましい。
- (2) ポンプ送水管と自然流下系排水管の接合はまず接合とし、会合部は逆流及び跳ね水等を防止し円滑に流下するよう合流角度及びインバートの形状を考慮する。
- (3) ポンプ送水管を汚水接続まずに直接接続しないこと。
- (4) 排水槽は、構造、維持管理が適切でないと悪臭発生の原因となるため、下水道法施行令第8条に従い臭気の発散しない措置を講じること。なお、清掃時に発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて処理し、公共下水道に投棄してはならない。
- (5) 汚水又は雑排水系統の排水槽には、通気管を設置すること。その管径は、計算によって決定しなければならない。また、50mmより小さくしてはならない。この通気立て管は、間接排水系統の通気立て管又は伸頂通気管に接続しないこと。

9 医療機関における下水排除基準の遵守について

平成31年1月25日付で厚生労働省医政局総務課より事務連絡により、透析医療機関から下水道法の下水排除基準を著しく逸脱した排水が原因と考えられる下水道管の損傷事例の発生について情報提供があった。排除基準に適合しない下水を排水すると、下水道本管の損傷を招き道路陥没等不測の事態を招きかねない。医療機関、特に透析を行う医療機関の排水については、中和処理等の排水の管理を行い未処理のまま排水されないようにすること。

§ 3 屋外排水設備

1 屋外排水管の計画

排水管の排水系統、配管経路等の計画は、下水の水量及び排水箇所、污水接続ます等の位置、敷地の形状及び利用状況を確認の上、維持管理を考慮して計画する。污水接続ますがない場合又は位置構造等の変更が必要な場合は、直ちに所定の手続きをとること。雨水を側溝又は河川等の公共水面に排水するときは、それらの構造、位置を調査し、関係機関と調整すること。工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で污水接続ますに接続することが望ましい。構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。

2 排水管

(1) 排水管の設置

排水管の選定は、下水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮して決定すること。排水管の構造は、原則として暗渠とするが、雨水のみ排除するときは開渠とすることができる。污水管は、原則として敷地内において1本の排水管にまとめ、污水接続ますに接続する。雨水管は、原則として雨水ますから側溝等に接続する。排水管の設置は、次のとおりとする。

ア 排水管の埋設深さは敷地の地盤高、污水接続ますの深さを考慮し、最長延長の排水管の起点ますを基準として管路延長、勾配によって下流に向かって計算する。

イ 排水管の延長は管路延長とし、ますの深さ、排水管の管底の計算は、管路延長により行う。

ウ 管径が変化する管と管の接合方法は、原則として管頂接合方式とする。

エ 污水管と雨水管が並行する場合は、原則として污水管を建物側とする。

オ 汚水管と雨水管は上下に並行することを避け、交差する場合は汚水管が下に、雨水管が上になるようにする。

カ 排水管と他の管、構造物との離隔は、維持管理に支障ないよう必要な距離を確保すること。

キ 配管は施工及び維持管理のうえから、できるだけ建物、池、樹木等の下を避ける。

ク 節水型便器や超節水型便器を採用する場合は、汚物の滞留、詰り等の不具合が生じないように、汚水接続ますまでの距離、勾配、便器以外の排水器具やますの配置状況などの配管条件を十分に検討し、計画すること。

(2) 管径及び勾配

管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。排水管は原則として自然流下式であり、下水を支障なく流下させるために適切な管径、勾配とすること。管内流速が、0.6～1.5m/秒の範囲となるように管径、勾配を決める。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

また、管きよの勾配はやむを得ない場合を除き1%以上とすること。

通常、屋外排水設備の設計は、個々に流量計算を行わないで、表1-2、表1-3を標準として管径及び勾配を定めることとする。また、取付管等の公共下水道管渠の管径より排水設備の管径を大きくしてはならない。この場合は、公共下水道管渠の布設替えを検討すること。

ア 汚水管の管径と勾配

汚水のみを排除すべき排水管の管径及び勾配は、表1-2に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の排水人口の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

表1-2 管径及び勾配の基準（汚水）

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- ① 一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の排水管の場合は、最小口径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができる。

② 公共下水道本管の管径を考慮して、排水管の管径を定めることができる。

イ 雨水管の管径と勾配

雨水等を排出する排水管の管径及び勾配は表1-3により排水面積から定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、次表の排水面積の区分に応じた管径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

表1-3 管径及び勾配の基準（雨水）

排水面積 (㎡)	管径 (mm)	勾配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

① 一つの敷地から排除される雨水の一部を排除する排水管で、管路延長が3m以下の場合、最小管径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができる。

(3) 管種

管きよ材料は、水質、敷設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して定めること。原則として、地中配管部には、VU管を使用する。管の露出はできるだけ避けることとし、やむを得ず露出配管とする場合は、管の損傷を防ぐため適切な材料で設置するか補強、防護すること。耐光性の塗料による防護は認めない。

(4) 土被り

車両等の通行がある箇所においては、排水管を防護するための適切な処置を講じること。排水管の最小土被りは、宅地内では20cm以上、私道内では45cm以上、公道内では60cm以上とする。ただし、地形状の理由などにより、やむなく規定の土被りが取れない場合は、管を損傷しないように、防護その他管種変更等の措置を行うこと。

3 ます

(1) ますの設置箇所

ますの設置箇所は、次のとおりとする。

ア 排水管の起点、終点、会合点及び屈曲点

ただし、建物と外壁等構造物との間隔が狭く、物理的にますを設置するスペースがない等の理由により、起点、終点、会合点及び屈曲点にます等を設置できない場合、会合点及び屈曲点で生じた閉塞を解消できる距離にます等を設置し、居住者、家屋所有者、土地所有者らの負担で閉塞を解消する旨の誓約書を提出すること。

- イ 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所
- ウ 屋内排水管と屋外排水管が接続する箇所
- エ 排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲において維持管理上適切な箇所
- オ 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたす恐れのある場合

(2) ますの構造

ア 材質

ますの材質は、鉄筋コンクリート製又はプラスチック製とし、日本工業規格、日本下水道協会規格、プラスチック・マンホール協会規格の規格品及びこれらと同等以上の性能を有するもので、構造は耐久性に富みかつ堅ろうなものとする。

イ 形状・大きさ

- ① ます内径又は内のり幅の大きさ及び深さは表1-4より、接続する排水管の管径、会合本数から定める。
- ② ます躯体の継ぎ目箇所は、漏水などのない構造とする。

ウ 底部

- ① 汚水接続ますは原則フリーインバート方式のますとする。ただし、既設の汚水接続ますがコンクリート製の場合はインバート方式とする。この場合、接続する排水が滝落としとならないように、底部に接続すること。
- ② 汚水ますは、接続する管きよの内径又は内のり幅に応じ、相当の幅のインバート仕上げとする。
- ③ インバート部には、原則として2cm程度の落差が設けられていること。
- ④ 雨水ますは深さ150mm以上の泥だめを設ける。
- ⑤ 小口径雨水ますで内径150mm及び200mmの場合には、底部に溜った土砂を容易に取り除けるよう、泥だめバケツ（取手つき）等を設けることが望ましい。

表1-4 ますの基準

内径又は内のり (cm)	深さ (mm)
15~20	800以下
30~35 (36)	900以下
40~45	1200以下
50~60	1500以下
協議	1500を超える

注① 汚水ますは、地表面から下流側の管底まで、雨水ますは、ますの底部（泥だめの底部）までをますの深さとする。

注② 会合本数が多くなり強度及び円滑な排水に支障を来す場合は、これより大きいますを用いる。

注③ ドロップますの場合は、ドロップする縦管部直前の管底をます深さとする。

(3) 汚水ますの設置

ア トラップますを使用する場合は、原則としてトラップ上部に掃除口を設けること。

イ 汚水ます(雨水ます)の内部には、水道管、ガス管等を通さないこと。

ウ トイレが最上流部にある起点ますは、原則として45°以下の屈曲点ます(45ℓ)を起点ますとする。

エ トイレ排水の合流点ますは、汚物の逆流を防止するため、段差付き(3cm段差)の合流ます(45YS、WLS等)を使用すること。ただし、合流点ますから上流側に風呂等の流量の多い施設がある場合や、大便器からの排水がストレートに流下するときはこの限りではない。逆に合流点ますから上流側にドレン排水等流量が少ない施設しかない場合は設置すること。ただし、既存住宅の下水道接続工事で、段差付きますを使用すると勾配の確保が困難になる場合は、45°合流ますを使用することができる。

オ トイレからの排水管を取り付ける合流ますの下流に、近接してトラップ付きますを設置する場合は、し尿を含んだ排水が遠心力でハネ上がり汚物を送り込むおそれがあるため、原則として50cm以上離して設置すること。

カ トイレからの排水管は、原則として壁から1m以内の所に汚水ますを設置すること。

キ 汚水ますの設置場所は、浸水のおそれのない場所とすること。

ク 排水槽のポンプ送水管は単独汚水ますに接続し、汚水接続ますに直接接続しないこと。

(4) ふた

ふたは、日本下水道協会等の規格品を使用し、土地の利用形態に応じてその荷重等に耐えられるものを使用する。

ア 小口径ますの上部が車両の乗り上げ等で損傷するおそれがある場合は、防護ふたを用いて保護する。

イ 汚水蓋は、密閉構造及び特殊な器具を用いないで開閉のできる構造とする。また、汚水蓋の表面には、「汚水」を表示する。

ウ 駐車場などに設置する場合は、載荷条件に適合するものとする。

エ 汚水蓋は、鋳鉄製又はプラスチック製の密閉構造とする。

オ 雨水蓋は、コンクリート製、鋳鉄製又はプラスチック製とし、格子蓋を用いることができる。

4 特殊ます

- (1) 著しく勾配が変化し落差調整の必要がある場合は、原則としてドロップますを使用する。ドロップます等の底部の曲がり管は、下水を円滑に排水できるよう大曲りエルボ等を使用する。原則、落差が1.5mを越える場合は、その手前にドロップますを使用して落差調整を行うものとする。

また、深さ1.5mを超えるものを使用する場合は、事前に市と協議を行うこと。

- (2) 汚水接続ますと接続のためにドロップますを設置する場合は、汚水接続ますの流側0.5m～1.0m程度を目安とする。

5 トラップ付きます

排水設備から下水臭気が屋内に侵入するのを防止するため、原則として器具トラップを設置するが、既設設備などで器具トラップの取り付けが困難な場合は、小口径のトラップ付きますを使用すること。

- (1) トラップの口径は75mm以上、封水深さは5cm以上10cm以下とする。
- (2) トラップは硬質塩化ビニル製の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。
- (3) 二重のトラップとしてはならない。器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しないこと。
- (4) 起点の足洗い場、ごみ置き場の汚水ますについては、1L形トラップます（蓋は密閉構造）を設置することができる。

6 掃除口

屋外排水設備において、掃除口は、敷地利用の関係上、始点、会合点、屈曲点、中間点にますを設置できない場合に設けることができる。やむを得ず掃除口を設置する場合は、その形状および構造は掃除用具が無理なく十分に使用できる形と大きさを有するものとし、口径は150mm以上とする。ただし、排水管の口径が100mm未満の場

合は、排水管と同口径としてもよい。

7 雨水貯留浸透施設

近年、土地利用の進展とともに雨水の地下への浸透機能が低下し、短時間で雨水の大部分が河川等に流れこみ都市型の水害が発生する。このため、流域の保水・遊水機能の回復、地下水かん養対策など雨水流出を抑制する総合的な対策をする必要がある。また、貯留した雨水を庭への水まきに使用するなど水の有効利用が可能となる。雨水貯留浸透施設には、浸透施設と貯留施設があり、それぞれ単独又は組み合わせて計画し、設置目的にあう雨水流出効果を発揮させることが重要となる。

(1) 雨水浸透施設

雨水浸透施設とは、宅地内に降った雨水を地下に浸透させる施設であり、雨水浸透ます、雨水浸透管などがある。これを設置することによって雨水の流出抑制による浸水被害の防止のほか、環境保全が図られる一方で、災害発生の誘因となるおそれもあることを考慮すること。

ア 基本的事項

雨水浸透施設の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- ① 排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査する。
- ② 雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所に設置してはならない。
また、浸透性の低い場所に設置する場合は、排水区域の周辺状況等に十分注意して計画すること。

イ 浸透施設の設置禁止区域

- ① 急傾斜地崩壊危険区域
- ② 地すべり区域
- ③ 擁壁上部の区域
- ④ 隣接地その他の住居及び自然環境を害するおそれがある区域
- ⑤ 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壤汚染が予想される区域

ウ 浸透施設の設置に注意しなければならない区域

- ① 隣地の地面が低く、浸透した雨水による影響が及ぶおそれのある区域
- ② 斜面や低地に盛土で造成した区域
- ③ 地下水位が高い区域

(2) 雨水貯留施設

宅地内に設ける雨水貯留槽は、原則として屋根からの雨水を貯留するものとする。既存の施設を利用する場合で、不要となった浄化槽を雨水貯留槽として利用するには、その施設の強度等の確認を行うこと。また、地下水位が高い場合は、浮力の検討を行うこと。

§ 4 事業場排水

1 水質規制

事業場等の排水の中には、そのまま下水道に排除した場合、下水道施設の機能を妨げ、もしくは施設の損傷及び処理が困難な有害物質を含むため処理場からの放流水の水質を悪化させるものがある。

このような排水については、下水道に排除する前に排除基準以下の水質にする必要があり、その排水による障害を除去するための施設を除害施設という。水質規制の対象となる施設には、特定施設（人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で定められた特定施設）のある事業場（特定事業場）と特定施設のない事業場（非特定事業場）があり、下水道法及び春日井市下水道条例により規制されている。

2 事業場排水の届出から接続まで

特定事業場と非特定事業場では、届出などの手続きに大きな違いがある。また事業内容によって除害施設の種類、規模などにも違いがある。届出などの手続きをおこなうために除害施設の設置に関する事などについて事前に調査を行い、関係機関と協議すること。

(1) 事前調査

事業場の種類、規模及び水質などを調査すること。

(2) 排水系統

事業場の排水系統については、別々の系統で排除すること。

(3) 除害施設の構造など

除害施設は、廃水の発生量及び水質に対して十分な容量、耐久性、耐食性を有するものとする。

3 除害施設の設置

除害施設は次のことに留意して設置すること。

- (1) 業種内容（生産工程等）及び排水の種類を把握し、排水の水質に適した施設とする。
- (2) 事業排水は、水量・水質の時間変動、季節変動が大きいので、水量・水質の変動を把握する。
- (3) 除害施設の処理目標値を決める。
- (4) 施設への雨水混入をさける。
- (5) 維持管理が容易にできる構造とする。
- (6) 設置場所によっては、臭気対策を施す。

4 除害施設の維持管理

除害施設は、維持管理を十分行うことでその機能を発揮するものであり、安定した処理を行うために適正に維持管理しなければならない。

§ 5 汚水接続ます等の設置

汚水接続ます及び取付管は公共下水道であるため、下水道法第16条に規定する公共下水道管理者以外の者の行う工事に該当する。このため、本来は公共下水道管理者に承認工事を提出し、審査及び承認の手続が必要である。

しかし、申請件数が膨大であるため申請者の利便性及び手続の簡略化の観点から、汚水接続ます（設置・撤去・取替）申請書（自己負担）に替えることができる。

ただし、基準にないものは、「汚水接続ます設置基準」によること。

1 汚水接続ます等の設置基準

汚水接続ますは、官民境界線から0.5m付近の宅地内で、維持管理に支障のない場所に設置するものとする。ただし、前述の位置に設置できない場合は、設置場所、施工方法等を市と協議のうえ定めるものとする。

(1) 形状・大きさ

ア ます内径又は内のり幅の大きさは、表1-4より接続する排水管の管径及びますの深さ、会合本数から定める。

イ ます躯体の継ぎ目箇所は、漏水などのない構造とする。

ウ ますは原則フリーインバート構造とする。

(2) ふた

ア 駐車場などに設置する場合、載荷条件に適合するものとする。

イ 汚水蓋は、密閉構造及び特殊な器具を用いなくて開閉のできる構造とし、市章入りの製品を使用する。また、蓋の表面には、原則「接続ます」等を表示し、汚水接続ますであることを明らかにする。

2 取付管の設置

(1) 設置位置

ア 汚水本管への取り付けは、支管口とし本管に対し直角とする。

イ 本管の中心線より上方に取り付ける。

ウ マンホールの直接接続は原則不可とする。

エ 取付管の布設は道路に対して直角とし、直線とする。

オ 道路縦断方向の布設は、不可とする。

カ 近接の取付管、下水道本管の接合部及びマンホールから1.0m以上離れた位置とする。

(2) 取付管の高さ

汚水取付管は、最大排水延長を考慮した排水高とする。また、土地の区画形状、所有者に関わらず、当該一連の土地の接道状況を考慮した最大排水延長とすること。既設の排水がGL-0.8mより浅い場合であっても、将来の排水を考慮し、GL-0.8m（管底）とする。

(3) 管種及び管径

汚水取付管は、硬質塩ビ管口径100mmを標準とし、取付管用ゴム輪受け口片受管(略称SRB)を標準とする。

(4) 出来形及び工事写真の提出

汚水接続ます及び取付管の施工は、随時施工内容を撮影し、完了したあとは次の出来形を測定し提出する。

ア 上流マンホールの中心から取付位置までの距離

イ 取り付けた公共下水道管渠の管とおりから、汚水接続ます蓋の中心までの距離

ウ 官民境界から汚水接続ます蓋の中心までの距離

エ 取付管の管径

オ 公共下水道管渠に取り付けた箇所を取付深さ

カ 取付管に使用した屈曲管の角度

キ 汚水接続ますの蓋天端から取付管の管底までの深さ

§ 6 共有私道排水設備

1 一般事項

共有私道排水設備は、共有私道に面した複数の設置義務者の宅地からの下水を公共下水道に排除する排水設備である。共有私道は、一般の交通の用に供されているものも多いため設計及び施工にあたっては、周辺環境に十分配慮が必要である。公共下水道に物件を設置（接続）する場合は、事前に協議を行うこと。

(1) 共有私道排水設備は、次の事項を考慮し適切な排水設備を備えた設備とする。

ア 共有私道排水設備は、複数の設置義務者が共同で使用する設備をいう。

イ 共有私道排水設備を設置する共有私道とは、道路法に規定する道路等の公道以外の道路をいう。

(2) 共有私道排水設備の設計・施工にあたっては、次の事項を考慮する。

ア 共有私道の形態、接続する公共下水道の排除方式、排水人口及び排水面積の規模等を適切に判断し行うものとする。

イ 共有私道排水設備の排除方式は、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水本管に、雨水は雨水を排除する施設に排除すること。

ウ 排水管の敷設方式は、マンホール方式、又はます方式とする。

エ 共有私道排水設備で、個別の排水設備が共同の排水管に接続する箇所には原則としてますを設置する。ただし、共同の排水管の内径が150mm以上の場合で、共同の排水管にマンホールを使用する場合及び取付管部の勾配が急勾配となり、ます接合が好ましくない場合は、ます等を設置せず管接合とすることができる。この場合、下水が円滑に合流するよう適切な材料を用いて接続させるものとする。

オ 共有私道排水においては、原則として並行する場合の離隔は30cm以上、交差する場合の離隔は10cm以上の距離を確保する。ただし、他の埋設物等の管理者が定める基準がある場合は、協議の上決定する。

カ 構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。

(3) 公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」を参考に

すること。

2 管径決定

共有私道排水設備（共有私道等に設けられ、複数の設置者が共同で使用する排水設備）の場合の内径は、計画1日最大汚水量に時間的な変動を考慮して計画時間最大汚水量を算定し決定する。管きよの最小管径は、施工性、維持管理性、経済性及び供用後の新たな取付管接続の容易さ等を考慮して、汚水管きよは100mmを原則とする。

なお、汚水管きよの管径は、末端管きよ等で新たな排水施設の接続が見込まれなく、下水量の増加がないなど考慮すること。

3 勾配及び流速

流速は一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにする。管きよ内の流速の範囲は、原則として、汚水管にあつては0.6～3.0m/秒になるように定める。

ただし、管きよの勾配はやむを得ない場合を除き1%以上とすること。

4 土被りの厚さ

管きよの最小土被りの決定に当たっては、取付管、路面荷重、路盤厚及び他の埋設物の関係、その他道路占用条件を考慮して適切な土被りとする必要がある。排水管の土被りは宅地内では200mm以上、共有私道内では450mm以上とする。ただし、やむを得ない場合には管を損傷しないように防護の措置を施すこと。また、公道内では600mm以上とするが道路幅員、道路交通の形態によっては、道路管理者と協議を行いその指示に従うこと。

§ 7 その他留意事項

1 くみ取便所の改造

くみ取便所を水洗便所に改造する場合は、確実かつ衛生的に便槽を処理する。

- (1) くみ取便所を改造して水洗便所にする場合は、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂で埋め戻し、衛生上問題のないように処置する。
- (2) 通常の場合、便槽内のし尿をきれいに汲み取ったあと、その内部を消毒して取り壊す。
- (3) 便槽をすべて撤去できない場合は、底部をせん孔して水抜き孔を設ける。

2 浄化槽等の処理

- (1) 浄化槽は、汚水を完全にくみ取り、清掃、消毒をする。
- (2) 浄化槽は撤去するか、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか破壊して、砂、碎石等の良質土で埋め戻しして沈下しないように20cmごとに、十分突き固め、浸透水が槽内に滞留しないようにすること。
- (3) 浄化槽を残したままその上部に排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして排水管と槽との距離を十分に取り、排水管が不同沈下しないようにする。
- (4) 雨水の一時貯留等に使用する場合は適切な措置を講ずること。

3 既設排水設備管の取り扱いについて

- (1) 詳細な事前調査を行い、設置基準に適合しない場合、管の勾配不足、汚物の停滞、曲管使用、ます不足等の不都合箇所がある場合は、排水設備設置義務者に実際の状況を見せて、維持管理を考慮した敷設替えについて説明すること。
- (2) 既設の排水設備を使用する場合は、汚水、雨水の漏水、浸入水がないかを確認し、漏水や雨水浸入がある場合は、完全に補修するか新設する等の措置をすること。
- (3) 排水設備設置義務者又は責任技術者の判断により既設管の敷設替えを行わない場合は、既設管を利用して支障をきたしても市に対し異議の申し立てをしないことを責任技術者は排水設備設置義務者に確認すること。

第2章 排水設備の設置手続

§ 1 総則

1 排水設備の設置手続きの目的

下水道の管きょが整備されても排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的が達成できない。排水設備は、下水道法に「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならない。排水設備の設置にあたっては、排水設備の使用が公共下水道施設への障害等を生じさせないためにその技術的基準の確認を含め適正な事務処理が重要となる。

2 排水設備計画確認申請書の提出

市の定める下水道等の公共下水道処理区域内において排水設備の新設、増設又は改築を行う場合は、あらかじめ、その計画が排水設備の技術基準に適合することについて申請し、市の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。

- (1) 「排水設備の新設」とは、新たに排水設備を設置すること。くみ取便所を水洗便所に改造する工事もしくは既設の浄化槽を廃止して公共下水道に連結する工事又はこれらと併せて行う排水設備を設置すること。
- (2) 「排水設備の増設」とは、既にある排水設備に追加して排水設備を設置すること。
- (3) 「排水設備の改築」とは、排水設備の一部を取り壊しあるいは、既存の排水設備の全部を取り壊して、新たに排水設備を設置すること。春日井市下水道条例施行規程第12条に定める排水設備計画確認申請書を市に提出し、市は、排水設備計画確認書を交付する。市の確認は、関係法令等の基準に基づき排水設備が適合しているか技術上の確認であり、土地利用等の私法上の権利関係まで判断するものではない。

3 排水設備工事の施工

工事の特殊性に鑑み、排水設備の適正な工事の施工を図るため、排水設備が関係法令に定める基準により適切な工事がされなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設置者である市民に迷惑を掛けることになるため、この工事を行うのに十分な知識や施工能力を持っている春日井市排水設備指定工事店でなければならないとしている。

4 排水設備の軽微な変更

排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) ますの取替及び修繕

(2) 排水管の取替及び修繕

ただし、排水管の経路変更は排水能力に影響を及ぼす影響があるため、計画の確認を受けること。

(3) トラップ、ストレーナー等の取替で確認を受けたときの能力を低下させない軽微なもの。

(4) 衛生器具等の取替で、確認を受けた時点の機能と変わらないもの。

ただし、衛生器具の取替により機能が変わる場合は計画確認申請を行い確認を受けること。

§ 2 排水設備工事計画確認

1 排水設備工事計画確認申請書の添付書類

排水設備工事計画確認申請書提出にあたっては、次の書類等を添付するものとする。

(1) 位置図

町名、丁目、番、号のほか公共用施設など目標を記し、できるだけ簡単に記入すること。（住宅地図を利用する場合は、設置場所を赤着色すること。）

(2) 平面図（縮尺1/100を標準とする）

排水管別表示(表2-1)及び排水設備平面シンボル(表2-4-1表2-4-2)等の凡例に従って、排水器具の位置、ますの種類（汚水ます、雨水ます、トラップます、材質など）、ます番号（No）、ます間距離（ますの中心から中心まで）、勾配、ます深、排水の管種管径、敷地境界線、地盤高さ、汚水接続ます、取付管及び下水道本管の位置などを記入する。なお、2階以上の建物においては配管立図又は各階平面図を作成すること。

また、2階以上がない場合や、2階以上に水回りが無い場合は、その旨を記入する。

(3) 断面図（縮尺縦1/20以上、横1/100以上）

ア 平面図に必要な事項の記入があれば必要ない。

イ 市が必要とする場合は、ます番号（No）、基準高、地盤高、管底高、土被り、ますの深さ（雨水の場合は泥だめの深さも記入）、ますの種類、管種、管径、勾

配、ます間距離を記入し、添付すること。

(4) 構造図

ア 現場打ます、その他規格以外のものは構造図（縮尺1/20以上）を添付すること。

イ 付属装置（グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等）がある場合や露出配管等については、その機能が分かる構造詳細図、計算書を添付すること。

ウ 3階以上の建築物

1階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、2階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な階の平面図を作成すること。

エ 地下階がある建築物

地下階については、最深階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成すること。

(5) 大型建築物

大型の建築物等については、設計前に次の項目について調査を行うこと。

ア 屋内配管、敷地配管、取付管の能力

イ 増改築で既設敷地配管へ接続する場合、既設敷地配管の能力

ウ 増改築の敷地配管に既設敷地配管を接続する場合等は、既設敷地配管状況等を考慮して配管計画を行うこと。

(6) 水洗便所改造資金貸付制度を利用する場合

ア 改造工事着手前に申し込むこと。

イ 数量は、配管の立上り、立下りなど、工事実施数量で適正な価格で算定すること。

2 事前協議について

次のような場合は事前に市と協議をすること。

(1) 5階建以上または大型の建築物の新設、増設または改築の計画

排水設備計画の事前協議を行うことにより確認の円滑化と排水設備工事の適正な施行のため。

(2) 保留ますの設置

汚水接続ます、取付管が設置されていない場所で過去に設置者との協議により汚水接続ます等の設置が保留されている土地は、公費で汚水接続ますを設置する。

ただし、設計・入札・発注までに時間を要するため、早めに協議をすること。

(3) 供用開始前の排水設備工事計画確認申請書の提出

排水設備を下水道へ接続する工事は供用開始日以降にしか行えないが、確認申請は

供用開始日の2週間前に提出できる。ただし、排水設備計画確認書の発行は供用開始日以降とする。

(4) 区域外流入

下水道法第24条による行為の許可に伴う処理区域外から汚水流入をする場合には、「春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱」に基づき所定の手続きを取ること。

(5) 名古屋市境排水

春日井市と名古屋市の間の一部地域において、公共下水道に相互に汚水を排水できる協定を結んでいる。また、協定外地域においても、再協定の手続きを行えば排水できる可能性がある。ただし、再協定の協議に2ヶ月程度を要するため、早めに協議をすること。

(6) その他

ア 下水道法第10条第1項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除に関すること。

イ 下水道法第11条（排水に関する受忍義務等）、共同排水設備の設置、除害施設の設置等の行為によるもの。

ウ この基準書等に規定のない事項については、事前協議により調整を行うこと。

エ 疑義がある場合は、現場状況をよく把握し、資料を持参の上、協議すること。

3 排水設備工事計画確認申請書の提出等

(1) 提出する排水設備工事計画確認申請書の内容、添付図面の間違い及び不備について確認すること。

(2) 申請場所について、住宅地図等により間違いがないか確認し、申請日、工事完工予定日は確実に記入すること。

(3) 市は、申請書等に不備があった場合には、訂正内容を指示し、再提出されたものを受理するものとする。

(4) 市は、申請書が適正と確認した場合に、排水設備工事計画確認書を交付する。

4 工事の着手

指定工事店は排水設備工事計画確認書を交付されるまでは、工事に着手できない。

※排水設備工事計画確認書交付前に急ぎ排水管を設置しなければならない実情等がある場合（浄化槽の破損により排水ができない等）には、必要最小限の内容が分かる資

料を提出し事前に協議すること。

5 現地調査

市は、排水設備工事計画確認書を交付した後、工事の状況等について適切に実施されているか、必要に応じて現地調査を行う。

6 計画変更の確認事項について

確認を受けた計画に次のような変更が生じるときは、市に協議を行い、排水設備工事計画変更届を提出すること。

- (1) 申請書の重要な記載事項の変更
- (2) 屋外排水設備の経路の大幅な変更
- (3) ますの設置個数が2個以上の増減の変更
- (4) 排水管の管径の変更
- (5) 屋内排水設備のうち衛生器具（大便器、小便器）の増減及び排水経路の大きな変更
- (6) 除害施設、床下集合配管システム、阻集器等の仕様変更
- (7) 汚水接続ますの位置変更

7 排水設備指定工事店の自主検査

関係法令等に定める基準により、適切な工事が施工できる知識及び技術を有し、信頼を得るものを指定することにより工事の適正化を確保しようとするもので、指定工事店が施工する排水設備は、当然基準に適合することが前提となっている。市が行う検査は、指定工事店の技術力と信頼度の確認を主目的とするものであり、検査内容は、目的上必要な範囲において確認を行う。指定工事店（排水設備工事責任技術者）は、排水設備工事の完成後、次の自主検査を行い工事の施工状況を事前に確認しなければならない。「12 排水設備完了検査要領」を参照すること。

(1) 工法検査

排水設備工事計画確認書に基づき基準に適合した施工がなされていることを確認すること。

(2) 機能検査

器具の作動状況及びトラップの封水等の確認をすること。

(3) 材料検査

排水設備に適したものとして認められた規格品等であることを確認すること。

8 工事完了

- (1) 排水設備設置義務者(指定工事店を含む)は、排水設備工事の完成後すみやかに(7日程度を目安)、排水設備工事完了届を市へ提出すること。
- (2) 市は、排水設備工事計画確認申請書の工事完了日になっても完了届が提出されていない場合には、業者への聞き取り等や、現地調査を行い指導する。
- (3) 工事中止や大幅な計画変更等の場合には、確認申請の取下届を提出すること。
- (4) 完工予定日を延期する場合、その日までに報告すること。

9 工事完了検査

工事完了届の提出後、検査日を調整し、検査を実施するものとする。市は、提出された設計書の内容に基づき工事が適正に行われたか検査する。市の検査内容は、排水設備完了検査要領に基づき、必要に応じた検査項目とする。

10 一部完了検査

原則として、排水設備工事が全て完了した後に検査を行い下水道の使用を開始するが、諸事情により排水設備の一部を汚水接続ますに接続して下水道の使用を開始する場合は、使用する排水設備を部分的に検査することができる。この場合、当該検査箇所は工事完了検査から除外する。

11 図面の作成

(1) 図面作成上の注意事項

- ア 方位は正確に記入すること。
- イ 図面に縮尺を記入すること。
- ウ 排水設備がある各階の平面図を記入すること。
- エ 汚水ます・雨水ますそれぞれにます番号、ますの管底数値を記入すること。
- オ 流末(放流先)を明記すること。(汚水：下水道本管径・雨水：雨水本管、側溝等)
- カ 段差ますを使用する場合は流入と流出の管底高又は段差を記入すること。
- キ 器具トラップ、トラップますが設置されている場合、図示記号等を記入すること。
- ク 阻集器、除害施設の設置位置を記入すること。
- ケ 宅地盤に高低差がある場合、地盤高を記入すること。(汚水接続ますの天端を±0とする。)
- コ 宅地盤の高低差が大きい場合は、断面図を記入すること。

サ 浄化槽廃止の場合は、場所を記入すること。

シ 地下水等を使用する場合、井戸、ポンプの位置、使用箇所、配管を記入すること。

表 2-1 排水管別表示

種別	記入方法
污水管及び污水ます	実線（赤色）
事業場の污水（生活雑排水を除く）	実線（桃色）
雨水管及び雨水ます	実線（青色または緑色）
圧送管	実線（茶色）ポンプは○の中にPを記入する。
既設管路	点線（排水系統の種別の着色）

表 2-2 設計図の記載数値

種別	単位	記入数値
管径(呼び径)	mm	整数
勾配	%	小数点以下1位まで、2位を四捨五入
管路延長	m	小数点以下1位まで、2位を四捨五入
ますの天端高	cm	整数、小数点以下1位を四捨五入（污水接続ますを基準高とする）
ますの内径	cm	整数、小数点以下1位を四捨五入
ますの深さ	cm	整数、小数点以下1位を四捨五入（泥だめ深さを含む）
掃除口の口径	cm	整数
泥だめ深さ	cm	整数、小数点以下1位を四捨五入

表 2-3 污水接続ますの種別

污水接続ますの種別					
表記	表記番号	内径	流入管底高	材質	備考
SA	101~103	400	H=480~680	Co	100刻み
SB	101~103	500	H=850~1050	Co	100刻み
S	0	300	H<670	塩ビ	() 付きは防護ハット 表記の後にDはドロップ式 以降100刻み
	1		670≤H<770		
	2		770≤H<870		
S	60	200	600≤H<700	塩ビ	() 付きは防護ハット 表記の後にDはドロップ式 以降100刻み
	70		700≤H<800		
	80		800≤H<900		

表2-4-1 排水設備平面シンボル

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付き	硬 質 塩 化	VP	一般管
小 便 器		トラップ付き	ビ ニ ル 管	VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 型 管	EVP	
流 し 類			鋼 管	GP	
洗 濯 機		床排水、浴場に排水してあるものは除く	浄 化 槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ま す		丸ます
床 排 水 口					角ます
ト ラ ッ プ			汚 水 接 続 ま す		
掃 除 口			公 共 雨 水 ま す		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ま す		丸ます
排 水 管					角ます
通 気 管			雨 と い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 (宅 地 内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ま す		丸ます 角ます	建 物 間 仕 切 り		同上
ド ロ ッ プ ま す (汚 水)		丸ます 角ます	新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤色
分 離 ま す			雨 水 管		緑色
雨 水 ま す		丸ます 角ます	既 設 ま た は 在 来 管		赤…合流管又は 污水管 緑…雨水管
ド ロ ッ プ ま す (雨 水)		丸ます 角ます	浸 透 管		緑色
浸 透 ま す		丸ます 角ます	撤 去 管		黒色
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 型 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 筋 コンクリート管	CP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	
床 下 集 合 配 管 部			デ ィ ス ポ ー ザ ー (排 水 処 理 シ ス テ ム)		

注 既設のます等は破線で表示する。
 公共污水ますは污水接続ますと表示してください。
 「下水道排水設備指針と解説 -2016年版-」より

表 2-4-2 排水設備平面シンボル

名称	記号	名称	記号
段差ます	Ⓢ又は略号	トラップ	●
井戸、ポンプ	Ⓜ、Ⓟ	水道メーター	Ⓜ

表 2-5 排水設備の引き出し線記載方法

種別	表示内容	表示例
排水管	内径(mm) 管種 勾配(%) 管路延長(m)	
汚水ます	ます番号 天端高(cm) 材質 内径(cm) 深さ(cm)	<p>(注) 汚水接続ますの天端を基準高(±0)とする。</p>
雨水ます	ます番号 天端高(cm) 材質 内径(cm) 深さ(cm) 泥だめ深(cm)	<p>(注) 汚水接続ますの天端を基準高(±0)とする。 ますの深さは泥だめ深さを含む</p>
段差ます ドロップます	ます番号 天端高(cm) 材質 内径(cm) 深さ(cm) 流入・流出 (段差・落差)	<p>(注) 流入と流出高又は、段差高を記入すること。 特殊ますの場合、ますの略号でも可</p>

※表と異なる単位を使用する場合は、図面に単位を表示すること。

12 排水設備完了検査要領

項目	箇所	内容
ます (全般)	据付け	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の基準に適合するますを使用しているか。 2 高さが地盤面と合っているか。 3 蓋と枠の安定がよいか。 4 排水系統と蓋の種類等が合っているか。 5 排水管に適合した内径のますを使用しているか。 6 ます深に適合した内径のますを使用しているか。
汚水ます	インバート 仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕上げは円滑で強固かつ流水に支障はないか。 2 インバートの高さは適当か。 3 既製ますの場合不用なインバートは埋められているか。
	間隔	<ol style="list-style-type: none"> 1 適当な間隔で設けられているか。
雨水ます	据付け	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水管が突出していないか。 2 泥だめは規定どおりか。 3 取付位置、高さは適当か。
排水管 (汚水・雨水)	流水状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚水管と雨水管の誤接はないか。 2 市の基準に適合する製品を使用しているか。 3 排水管とますとの接続は適当か。 4 排水管の勾配は適当か。 5 排水管に曲り部分はないか。 6 管の土被りは適当か。 7 管に水の溜りはないか。
防臭装置	設置状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 取付位置は適当か。 2 封水深は適当か。 3 二重トラップになっていないか。
阻集器	設置状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 取付位置は適当か。 2 仕様どおりの器具か。
便槽 ・浄化槽	処理状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 撤去又は良質土等で水締め、締固めを行っているか。 2 くみ取口、点検口の閉鎖はできているか。

§ 3 排水設備工事の施工者

1 排水設備指定工事店

排水設備が関係法令等の基準に基づき設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設置者である市民に迷惑をかけることになるため、排水設備の新設、増設、改築等の工事及び公共下水道処理区域内における水洗便所の改造工事は、市長の指定する排水設備指定工事店でなければ排水設備工事を施工できない。

2 指定工事店として遵守すべき特に重要な事項

指定工事店の施工に関しては、法令、条例等でその構造や施工基準等の基本的事項が定められており、指定工事店はこれらを遵守し工事を施工しなければならない。次の事項に違反した場合は、指定工事店の取消又は一時停止となる。

- (1) 指定工事店は、申請者からの工事施行の申込みを受けたときは、特に正当な理由がない限りこれを拒まないこと。

拒否できる正当な理由としては、申込を多数受けそれ以上引き受けると施工能力を超える場合や責任技術者や従業員が疾病等のため一時的に施工体制が低下している場合等が考えられる。

※このような正当な事由がないのに長期間営業を停止する場合、工事施工の申込を受け形式的に契約のみを行い長期間工事を施工しない場合は違反行為として指定取消処分の対象となる。

- (2) 工事は、適正な工費で施工すること。
(3) 工事契約に際しては、金額、期限その他の必要事項を明確に示すこと。

※施行中に予期せぬ事由により工事内容が変更になる場合、変更にとりかかる前に申請者に説明および了承を得る。また、施工中に高額な金額に変更されたという苦情もあるため、事前に変更の可能性の説明や依頼者との信頼関係を築くなどトラブル回避を講じること。

- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

※国土交通省一括下請負禁止ガイドラインによると、受注者が果たす役割に実質的に関与することがない場合が一括下請負等に該当するとされている。例えば施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導（排水設備工事責任技術者の監理下で行うこと）、さらに依頼人との協議・調整、施工人足からの協議事項への判断・対応、請け負った工事全体のコスト管理、近隣住民への説明までが受注者の果たす役割となる。

- (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
(6) 工事の施工にあたっては、まず関係法令等で定められている基準に適合しているかどうかの確認を受ける必要がある。この確認申請により審査の結果を通知するため、通知後でなければ着工してはならない。
(7) 工事の設計及び施工は、責任技術者の監理の下で行わなければならない。
(8) 排水設備工事が完了したときは、担当する責任技術者が立会の上で市が実施する検査を受けること。
(9) 検査の結果、排水設備工事が不完全であると認められたときは、改修すること。

※浄化槽からの切替工事では、十分な転圧を行っても地盤が後日、沈下することが

あるので注意すること。

- (10) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。

3 指定工事店の指定の取消し又は一時停止

市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は1年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 下水道に関する法令又は条例もしくはこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不相当と認めたとき。

※市長が不相当と認めるものは、「5 責任技術者の登録の取消又は一時停止」(1)～(6)に規定するものとする。

- (3) 虚偽又は不正の事実に基づき指定を受けたことが判明したとき。
- (4) 所属する排水設備工事責任技術者がひとりもなくなった時。
- (5) 暴力団が実質的に経営を支配していること等が判明し、明らかに指定工事店として不適切であると認められるもの。

4 排水設備工事責任技術者の責務

令和元年度より、それまで愛知県内の各市町で登録していた排水設備工事責任技術者について、愛知県下水道協会が一括して登録することとなった。これに伴って責任技術者の登録取り消し等の処罰が行われた際に、その影響が各市町単位から愛知県内全域となった。指定工事店内に責任技術者がひとりもなくなった場合、指定工事店の指定が取消・休止となるため、各責任技術者は今まで以上にその責務を遵守する必要がある。

- (1) 責任技術者は、関係法令等を遵守しながら工事の設計及び施工を行わなければならないため、技術面について責任を負うこと。請負状況により工事の一部を下請け業者等に請負わせる場合や工事施工を責任技術者が全て自ら直接行わない場合においても責任技術者は、下請け業者又は直接施工する技能者の施工内容について責任を有し、工事施工上の全般的な総括責任者として責任を免れることはできない。
- (2) 責任技術者は、当該工事が完成した際に行われる検査に立ち会うこと。

(3) 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

5 責任技術者の登録の取消し又は一時停止

市は責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者として不適当と認め愛知県下水道協会に報告を行うものとする。これに基づいて愛知県下水道協会は、報告のあった責任技術者に対し、愛知県下水道協会排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱第18条に規定する取消し又は一時停止等の処分を行う。

(1) 不法行為又は不正行為を行ったとき。

(2) 無断工事に関するもの

ア 計画確認申請のない工事を施行したもの

イ 計画確認のない工事を施行したもの

ウ 変更の届出のない工事を施行したもの

エ 変更の確認のない工事を施行したもの

(3) 不正工事に関するもの

ア 排水設備の技術基準に適合しない工事を施行したもの

イ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせたもの

ウ 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したもの

(4) 工事の検査に関するもの

ア 担当の責任技術者が立会しなかったもの

イ 検査員の改修指示に従わないもの

ウ 完了届の提出を怠ったもの

(5) その他工事又は行為を怠ったもの

ア 責任修理に応じないもの

イ 正当な理由なく工事請負を拒否したもの

ウ 不正に高い工事費を要求し、又は受け取ったもの

(6) その他審査の対象となる不誠実な行為をしたもの

愛知県下水道協会排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要綱～抜粋～

第18条（登録取消し又は一時停止等）

会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合には、試験等運営委員会の

承認を得て登録を取消し、又は一定期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- (1) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、下水道管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。
- (2) 下水道管理者において定めた工事の施工に関する諸規定に違反したとき。
- (3) その他検討運営委員会において登録の取消、又は一時停止の必要を認めたとき。

2 会長は、前項の規定により登録の取消し又は一時停止をしようとする場合には、当該責任技術者に対し、弁明の機会を与えるものとする。

§ 4 水洗便所改造貸付金貸付制度

1 貸付の内容

(1) 貸付の対象となる人

- ア 下水道が使える区域内に家屋等を所有している方など
- イ 市税及び下水道事業受益者負担金を完納している方(貸付申請時に未納がないこと)
- ウ 貸付資金の返済能力を有する方
- エ 独立の生計を営み(同居の家族は除く)、市町村税を完納している連帯保証人がある方

(2) 貸付の限度額

貸付金の額は、下水道接続工事費の範囲内で、くみ取り便所を改造する場合は、大便器1設備につき60万円、浄化槽便所を改造する場合は、大便器1設備につき40万円を限度とする。

2 償還の方法

無利息で、48か月(4年間)の均等月賦償還。

3 申し込み時期

- (1) 下水道への接続工事着手前にお申し込みください。
工事着手後は申し込みの受付ができません。
- (2) 下水道の供用開始が告示されてから3年以内であること。ただし、遅延理由書に相応の理由を添えて提出すれば3年を越えても申請することができる。

4 申請書類

(1) 貸付金申請

貸付申請をするときは、排水設備計画確認申請書とともに、市の窓口へ次の書類を提出すること。

(2) 提出書類（申請時）

- ① 水洗便所改造資金貸付申請書
- ② 工事見積書（写し）
- ③ 水洗便所改造工事設計見積内訳（写し）
- ④ 遅延理由書（供用開始3年以上経過の場合に必要）
- Ⓐ 印鑑登録証明書【申請者、連帯保証人とも】
- Ⓑ 市町村税の滞納がないことの証明【申請者、連帯保証人とも】
- Ⓒ 所得課税証明書、源泉徴収票、確定申告書(控)のうちいずれか1つ【申請者のみ】

※ Ⓐ「印鑑登録証明書」は、発行から3ヶ月以内のもの

※ Ⓑ「市町村税の滞納がないことの証明」は、発行から1ヶ月以内のもの

※ Ⓒ「償還能力を確認できる書類」は、発行できる最新年度のもの

※ Ⓑ「市町村税の滞納がないことの証明」及びⒸ「償還能力を確認できる書類」については、必ず封筒に入れて内容が見えないようにして提出すること。

(3) 提出書類（工事完了後）

- ア 工事費用請求書（写し）
- イ 水洗便所改造工事清算内訳（写し）
- ウ 水洗便所改造資金貸付契約書（2部）【申請者、連帯保証人とも実印を押印】
- エ 請求書
- オ 委任状（振込先を指定工事店にする場合に必要）

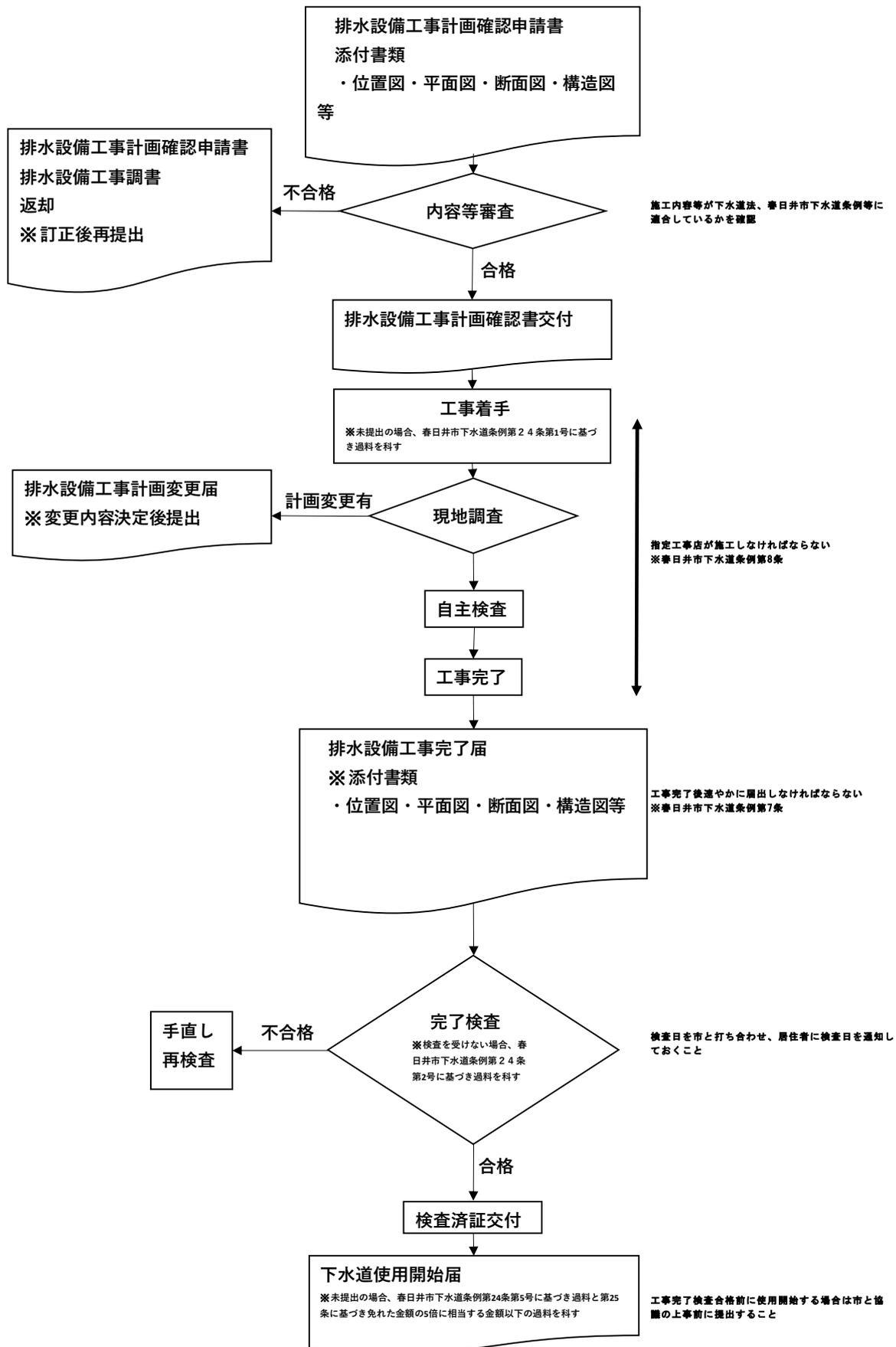
§ 5 事務の流れ

排水設備の設置手続きの流れについては、表 2-6 及び排水設備工事書類フロー図により行うものとする。なお、処理区域については、必ず公共下水道台帳により確認をすること。

表 2-6 公共下水道の排水設備計画確認事務手続き

事務の流れ	排水設備計画確認関係	
申請者 ↓ *工事の依頼	申請者は「指定工事店」へ工事の申込をし、「指定工事店」は現地調査・設計・見積・施工方法・支払条件を打合わせ、契約を締結する。	
申請者（指定工事店提出） ↓ *計画確認申請	春日井市下水道条例施行規程第12条 ○排水設備工事計画確認申請書	第1号様式
市 ↓ *計画確認交付	同規程第12条 ○排水設備工事計画確認書	第2号様式
申請者（指定工事店提出） ↓ *工事完了届 *完了検査	同規程第13条 ○排水設備工事完了届	第3号様式
市 ↓ *検査済証交付	同規程第13条 ○排水設備等検査済証	第4号様式
申請者 ↓*使用開始届 *使用開始	同規程第18条 ○公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届	第7号様式
市 *使用料の徴収	市は使用者に対して下水道使用料を徴収する。	

排水設備工事書類フロー図



第3章 申請書の記入例

1 春日井市下水道条例に基づく排水設備工事計画確認申請書等の記入例

(1) 排水設備工事計画確認申請書

第1号様式(第12条関係)

記入例

課 長	課長補佐	主 査	担 当

排水設備工事計画確認申請書

西暦でも可

令和〇年〇月〇日

(宛先)春日井市長

個人・任意の団体は署名(自署)、法人・官公庁は代表者印(記名+代表者印)とする

住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

申請者※1

氏名 猫山 花子

(電話 〇〇-〇〇〇〇)

住所 春日井市西山町1605-2

指定工事店

春日井排水事務所

氏名 代表取締役 上下 太郎

(電話 〇〇-〇〇〇〇)

接続する公共ますからみて排水設備を、初めて接続する場合は新設、接続数を増やす場合は増設、既設の接続を取り壊して接続しない場合は改築の項目を〇で囲む

責任技術者氏名

上下 太郎

記名可

愛知県排水設備工事責任技術者番号

登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

次のとおり確認申請します。

設置場所	春日井市 鳥居松町5丁目44番地		
使用者	住所氏名	排水が、汚水のみか、雨水のみか、汚水と雨水両方かを〇で囲む	
工事内容	新設・増設・改築	設備種類	汚水・雨水・汚水雨水共
使用水	水道水・井戸水・井水併用 その他	排水区分	一般用・時用・湯屋用
排水面積	300㎡	排水人員	4人
	建物面積	100㎡	
排水戸数	1戸	水洗便所設置	有・無
家屋所有者の承認※2	住所氏名	鳥居松町5丁目44番地	猫山 次郎
土地所有者の承認※2	住所氏名	鳥居松町5丁目44番地	猫山 次郎
排水設備所有者の承認※2	住所氏名	個人・任意の団体は署名(自署)、法人・官公庁は代表者印(記名+代表者印)とする	
着工予定年月日	令和〇年〇月〇日	完工予定年月日	令和〇年〇月〇日
受付年月日	年 月 日	審査年月日	年 月 日
受付番号	第 号	確認年月日	年 月 日

注 「太枠」以下の欄は申請者において記入しないこと。

※1※2は、個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印とする。

※2は該当ある場合のみについて記入すること。

期日を過ぎてから、一定期間後に指定工事店への状況の問い合わせを行うので記入を忘れない。

- 申請者：個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は記名+代表者印とする。
- 指定工事店：記名可とする。
※指定工事店として登録されている住所、氏名、電話を記載すること。
- 責任技術者氏名：記名可とする。
- 設置場所：複数の筆の土地を一体利用する場合、該当地番を全て記入する。
- 使用者：申請者と異なる場合は、その住所・氏名を記入する。
使用者が複数の場合は、「代表者 外〇名」と記入しても可。
- 工事内容：**新設** 汚水接続ますからみて、初めて排水設備接続する工事
(例) 新築建物、仮設建物、浄化槽又は汲み取り便所の切替え工事
増設 既に排水設備が接続済の汚水接続ますに新たな接続を増やす工事
(例) 建物の増築に伴う排水設備工事
改築 既に汚水接続ますに接続している排水設備の一部又は全部を撤去し、新たに排水設備工事を行う工事
(例) 建物の建て替えに伴う排水設備工事
- 設備種類：**汚水 雨水** 汚水または雨水の排水設備工事のみを行う場合
汚水雨水共 汚水と雨水両方の排水設備工事を行う場合
- 排水区分：**一般用** 下記の湯屋用、一時用以外の排水
湯屋用 普通公衆浴場から排除される排水
一時用 工事その他により臨時的に排除される排水
- 水洗便所設置：**有** 水洗便所を新たに設置する場合 (例) 新築建物
無 水洗便所が既にある場合 (例) 浄化槽の切り替え工事
- 排水面積：申請地の敷地面積を記入する。
- 建物面積：建物1階床面積を記入する。
- 排水戸数：世帯数又は給水装置個数を記入する。
- 排水人員：夜間人員を記入する。未定の場合は、予想人員とする。
(例) 事務所、倉庫、店舗、工場、公共施設は「0人」とする。
- 家屋所有者の承認：申請者と家屋所有者が異なる場合に記入する。
- 土地所有者の承認：申請者と土地所有者が異なる場合に記入する。
- 排水設備所有者の承認：他人の排水設備に接続する場合に記入する。
- 着工予定年月日：申請日より7日以上後とする。
- 完工予定年月日：工事が完了する予定の日とする。

2 排水設備工事調書

(1) 表面

排水設備工事調書

設置場所	春日井市						
申請者住所	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">記名</div>		申請者氏名	電話番号			
使用者住所			使用者氏名	電話番号			
指定工事店名			責任技術者氏名	第	号		
工事内容	新設(新築・既設〔浄化槽・汲み取り〕・仮設)・増設・改築・その他()						
建物区分	一般住宅()・事務所・店舗()・公共施設() 共同住宅(F 戸)・倉庫・工場()・その他()						
汚水接続ます	既設・新設(個人負担・市負担)・撤去・取り替え S()型・SA()型・SB()型・SK型・掃除ます・その他()						
貸付申請	有 ・ 無						
使用水	水道水・井戸水・水道水と井戸水の併用・その他()						
水道メーター番号							
設計年月日	年 月 日	摘要 計画審査手数料欄 完了検査手数料欄		計画審査手数料欄	完了検査手数料欄		
着工予定年月日	年 月 日						
完了予定年月日	年 月 日						
設計内容			しゅん工内容				
汚水管延長		m	汚水管延長		m		
汚水ます		箇所	汚水ます		箇所		
汚水掃除口		箇所	汚水掃除口		箇所		
雨水管延長		m	雨水管延長		m		
雨水ます		箇所	雨水ます		箇所		
雨水掃除口		箇所	雨水掃除口		箇所		
浄化槽処理	<input type="checkbox"/> 雨水転用 <input type="checkbox"/> 埋め殺し <input type="checkbox"/> 撤去	<input type="checkbox"/> 式 <input type="checkbox"/> 人槽	箇所	浄化槽処理	<input type="checkbox"/> 雨水転用 <input type="checkbox"/> 埋め殺し <input type="checkbox"/> 撤去	<input type="checkbox"/> 式 <input type="checkbox"/> 人槽	箇所
設計年月日	年 月 日		検査年月日	年 月 日			
受付(確認)番号	第 号		検査済証番号	第 号			
確認年月日	年 月 日						
	課長	課長補佐	主査	担当			
設計							
	課長	課長補佐	主査	担当			
しゅん工							

設置場所、申請者住所・氏名・電話番号、使用者住所・氏名・電話番号、指定工事店名、責任技術者氏名・登録番号・工事内容は、排水設備工事計画確認申請書と同じとする。

工 事 内 容： 「排水設備工事計画確認申請書 記入例」の工事内容の注記及び工事内容の説明を参考に、新設、増設、改築その他のいずれかにかに○をする。新設内の新築は建物の新築、既設は既設建物の排水方法、仮設は仮設構造物を排水する場合とする。

建 物 区 分： 店舗、工場、公共施設、その他は、その業種等を（ ）内に詳しく記入する。

汚 水 接 続 ま す： 汚水接続ますの新設は、個人負担、市負担を事前に確認すること。接続した汚水接続ますの種類を丸で囲み、その中に表記番号を記載する。

貸 付 申 請： 水洗便所改造資金貸付条例による貸付申請の有無。
貸付の申請をする場合は、申請書を確認申請と同時に提出する。

浄化槽転用補助申請： 浄化槽を雨水貯留槽に転用する補助申請の有無。

使 用 水： 井戸を使用する場合は、事前に協議すること。

水道メーター番号： 本工事で下水に接続する全てのメーター番号を記入する。

設 計 年 月 日： 排水設備工事調書の作成日を記入する。

着 工 予 定 年 月 日： 排水設備工事計画確認申請書と同じ日付を記入する。

完 了 予 定 年 月 日： 排水設備工事計画確認申請書と同じ日付を記入する。

設計内容・しゅん工内容：

汚水・雨水管延長： ますとますの間について、汚水・雨水管の総延長を記入する。
(切り替え工事の場合は、新設部分のみ記入する。)

汚水・雨水ます： 汚水・雨水ますの総個数を記入する。
(切り替え工事の場合は、新設部分のみ記入する。)

汚水・雨水掃除口： ますの代わりに設ける掃除口のみを記入する。ただし、トラップに設ける掃除口は計上しない。(切り替え工事の場合は、新設部分のみ記入する。)

余 白： グリーストラップ等を設置する場合は、型式・設置個数を記入する。

浄 化 槽 処 理： 処理方法は、雨水転用、埋め殺し工、撤去工を記入する。

種類は、単独処理（全ばっ気方式、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式、腐敗タンク方式）、合併処理（活性汚泥方式、回転板接触方式、散水ろ床方式）等のように記入する。処理能力は、「〇人槽」と記入する。

(2) 裏面
(裏面)

位 置 図 4	摘 要
	<hr/>
平 面 図 (1 /)	

位置図：住宅地図を適当な縮尺にして貼る。北を上とし、周辺が分かるようにする。

摘要：記入しない。(市からの指摘事項を記入する。)

平面図：

- (1) 管路延長、マンホール、ますの寸法、管径（呼び径）管の勾配、掃除口の口径、ます、マンホールの深さ、ますの天端高の単位、記入数値は「下水道排水設備指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）に基づき記入する。
- (2) 方位の北を上向きにして記入する。
- (3) ますの深さは、下流側の管底から蓋の天端までの高さとする。ただし、汚水接続ますは上流側とする。
- (4) 塩ビ製及びポリプロピレン製ますについては、インバートの管底は計算しない。ただし、便所からの排水管との会合点に設けるますについては、段差付きインバートますを使用しインバートの管底差は3cmとして計算する。
- (5) コンクリート製ますについては、インバートの管底差は原則2cmで計算する。ただし、便所からの排水管との会合点に設けるますについては、原則5cmで計算する。
- (6) 集合住宅等で調書に記入しきれない場合、縮尺が小さくなり調書が読めなくなる場合などは、別紙に記入し添付する。
- (7) 飲食店等にグリーストラップを設置する場合は、SHASE-S217-2016 グリース阻集器（空気調和・衛生工学会規格）にしたがって必要容量を算定し、設置するグリーストラップの構造図（既製品を使用する場合はカタログを添付。）、算定資料を添付する。（「事業場のあらまし」14～17ページ参照）
- (8) その他のトラップ（阻集器）を設置する場合は、その構造図（既製品を使用する場合は、そのカタログを添付。）、算定資料を添付する。
- (9) 建て売り等で土地を分筆して建物を建築する場合は、公図の写し等の分筆が分かる書類を添付する。
- (10) 増設等で既設排水設備に会合する場合は、既設排水設備を点線で記入する。
- (11) 使用しない汚水接続ますも図面に記入する。
- (12) 縮尺は、1/200以上を標準とし、団地、ビル、工場等のように広大な敷地を有する物については、必要に応じてこれ以下にしてもよい。

3 汚水接続ます（設置・撤去・取替）申請書

第1号様式（第3条関係）

汚水接続ます（設置・撤去・取替）申請書（自己負担）

春日井市汚水接続ます設置基準の規程に基づき、汚水接続ますを見取図の位置で（設置・撤去・取替）したいので、申請します。

年 月 日

春日井市長

申請者

住所

氏名

記名

(印)

工事施工者

住所

氏名

(印)

※本欄は記入しないでください。

課長	課補長	主査	担当
	長佐		

申請土地の町名地番等		土地所有者欄	
春日井市	通町	この欄は、申請者と異なる場合のみ記入して下さい。 署名または登録印	
	丁目		
	番地		
敷地面積	m ²	住所	氏名
見取図		(印)	
		個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印とする	
		方位	

申請者住所・氏名・電話番号、土地所有者の住所・氏名・電話番号については、排水設備工事計画確認申請書と同じとする。

工事施工者：汚水接続ますの設置は指定工事店制度の対象とならない。

土地所有者欄：申請者と異なる場合は、土地所有者の住所、氏名等を記入する。

見 取 図：汚水接続ますの設置、取替え、撤去の位置を記入する。

4 排水設備（除害施設）工事完了届

第3号様式(第13条関係)

排水設備(除害施設)工事完了届

年 月 日

(宛先)春日井市長

記名	住所
	申請者
	氏名
	(電話)
	住所
	指定工事店
	氏名
	(電話)
	責任技術者 氏名
	登録番号

次のとおり工事が完了したので届出します。

施設場所	春日井市	確認番号	第 号
工事内容	新 設 ・ 増 設 ・ 改 築		
完了年月日	年 月 日		

確認番号	第 号	検査結果	合 格・不 合 格
受付年月日	年 月 日		
検査済証番号	第 号	検査員	
検査年月日	年 月 日		

注 「太枠」以下の欄は申請者において記入しないこと。

申請者住所・氏名・電話番号、指定工事店住所・氏名・電話番号、責任技術者氏名・登録番号については、排水設備工事計画確認申請書と同じとする。

施設場所：排水設備工事計画確認申請書(排水設備工事調書)と同じ住所を記入する。

確認番号：排水設備工事調書の「受付(確認)番号」を記入する。

工事内容：排水設備工事計画確認申請書と同じとする。

完了年月日：排水設備工事が完了した日を記入する。

5 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届

第7号様式（第18条関係）

課長	課長補佐	主査	担当

公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届

年 月 日

（宛先）春日井市長

記名	届出人	住所
		フリガナ 氏名

（TEL ）

次のとおり、公共下水道の使用を開始（休止、廃止、再開）しますのでお届けします。

施設場所	春日井市	町通字 台	丁目	番地
フリガナ				電話番号
使用者名	記名			
使用開始 休止 廃止 再開 年月日	年 月 日			
排水区分	一般・アパート・湯屋・一時	人員	人	
使用水の種類	水道水・井戸水・水道水と井戸水の併用			
口径 φ	メーター番号	施工業者名		
切替前の状況	くみ取り・浄化槽・新築			

※下記の欄は記入しないでください。

確認番号	開始日	業者	下水コード
料金区分	井水人数	使用戸数	
検査番号	地区コード	検針日	徴収開始年月
			年 月分

1メーターにつき1部提出して下さい。

照合	地図	発送	入力	確認

使用者番号									

届出人住所・氏名・電話番号、指定工事店住所・氏名・電話番号、責任技術者氏名・登録番号については、排水設備工事計画確認申請書と同じとする。

届 出 日： 公共下水道を使用開始する時までに提出する。

施 設 場 所： 排水設備工事計画確認申請書（排水設備工事調書）と同じ住所を記入する。

使 用 者 名： 届出人と異なる場合は記入する。

使用開始等年月日： 公共下水道を使用開始する日。

排 水 区 分： 排水設備工事計画確認申請書と同じとする。

※アパート等で入居が無い場合でも、全室の届出を行ってください。

※公共下水道使用開始届の提出が遅れると、使用していた期間の下水道料金の遡求（さかのぼって料金を請求すること）が発生しますので、必ず届け出るようにしてください。

第4章 春日井市における留意事項について

1 潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

近年、地球温暖化対策の一つとして家庭への普及が促進されている高効率給湯器のうち、潜熱回収機構を有する給湯器等（以下、「潜熱回収型ガス給湯器」という。）においては、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水（以下、「ドレン排水」という。）が一定量発生する。

春日井市ではこのドレン排水について、原則、下水道法第2条に規定する生活に起因する排水であるため「汚水」として、汚水系統の排水設備に排出することとする。

ただし、ドレン排水の排出量は微量であり、また水質を一定に保つ機構を装置内に有していること、平成24年3月29日付国水下企第106号「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」及び、平成26年1月21日付国水下企第76号「家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水の取り扱いについて」の通知で、ドレン排水を“雨水と同様の取扱い”とし、必ずしも汚水系統へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能であるとしていることから、近辺に汚水系統の排水管がない等の理由が存れば雨水系統に接続することも可能とする。ただし、この際は接続した雨水系統の最初の雨水ますを浸透式とすることとする。

2 屋外排水器具（ガーデンパン等）からの排水について

排水器具からの排水は、下水道法第2条に規定する「生活若しくは事業(耕作の事業を除く)に起因し、若しくは付随する廃水」であるため汚水となる。

一方で、屋外に設置する排水器具は、雨水の混入を防ぐ対策が講じられていないと、雨水が排水器具を通じて終末処理場に流入するため、終末処理場において汚水処理水量が増加し、適正な汚水処理が困難となってしまう。

しかし屋外排水器具（ガーデンパン等）は、雨水混入対策が取り難い器具であり、また汚水の排水経路と離れた位置に設置されることが多いため、汚水系統に接続するために配管を延長することにより工事費が増加し下水への接続の低下が懸念されるところとなる。また、屋内の排水器具に比べて利用頻度が低く、器具からの排水と雨水の混入を比較すると雨水の混入によるデメリットの方が大きいと考えられる。

以上のことから、ガーデンパンは屋根等がなく雨水が混入する場合に限り雨水系統へ接続し、接続した雨水系統の最初の雨水ますを浸透式とする。

3 集合住宅の排水設備工事における周知について

集合住宅の管理は家屋所有者（大家）以外に、管理会社が管理していることが多くあり、入居者と接する際に指定工事店と、大家、管理会社間の連絡連携不足により入居者に情報が伝わっておらずトラブルになることがあります。集合住宅を公共下水道に切り替える際には、入居者に工事の周知が行われているか必ず確認してください。

また、同様に公共下水道使用開始届の提出を入居者に求める場合も注意するようにしてください。

4 排水設備工事完了検査時の住民周知について

排水設備工事が完了した後、春日井市下水道条例第7条に基づき排水設備の検査を行います。検査については、下水道法第13条排水設備等の検査で、「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備等の検査ができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。」としています。

検査は原則、屋外排水設備に対して行い建築物への立ち入りは行わないため居住者に承諾を得ずに検査を行うこともできますが、通知なしに検査を行うとトラブルに発展するため、必ず事前に居住者に対してビラ等で周知するようにしてください。

また、新築物件等でハウスメーカーを通じて居住者に排水設備検査の通知を行う際に、居住者に伝わっておらず警察を巻き込んでトラブルになる例が頻発しています。ハウスメーカーを通じる場合は、検査前日までに再度ハウスメーカー担当者に、居住者へ連絡を行ったか確認をしてください。

5 公共下水道使用開始届等について

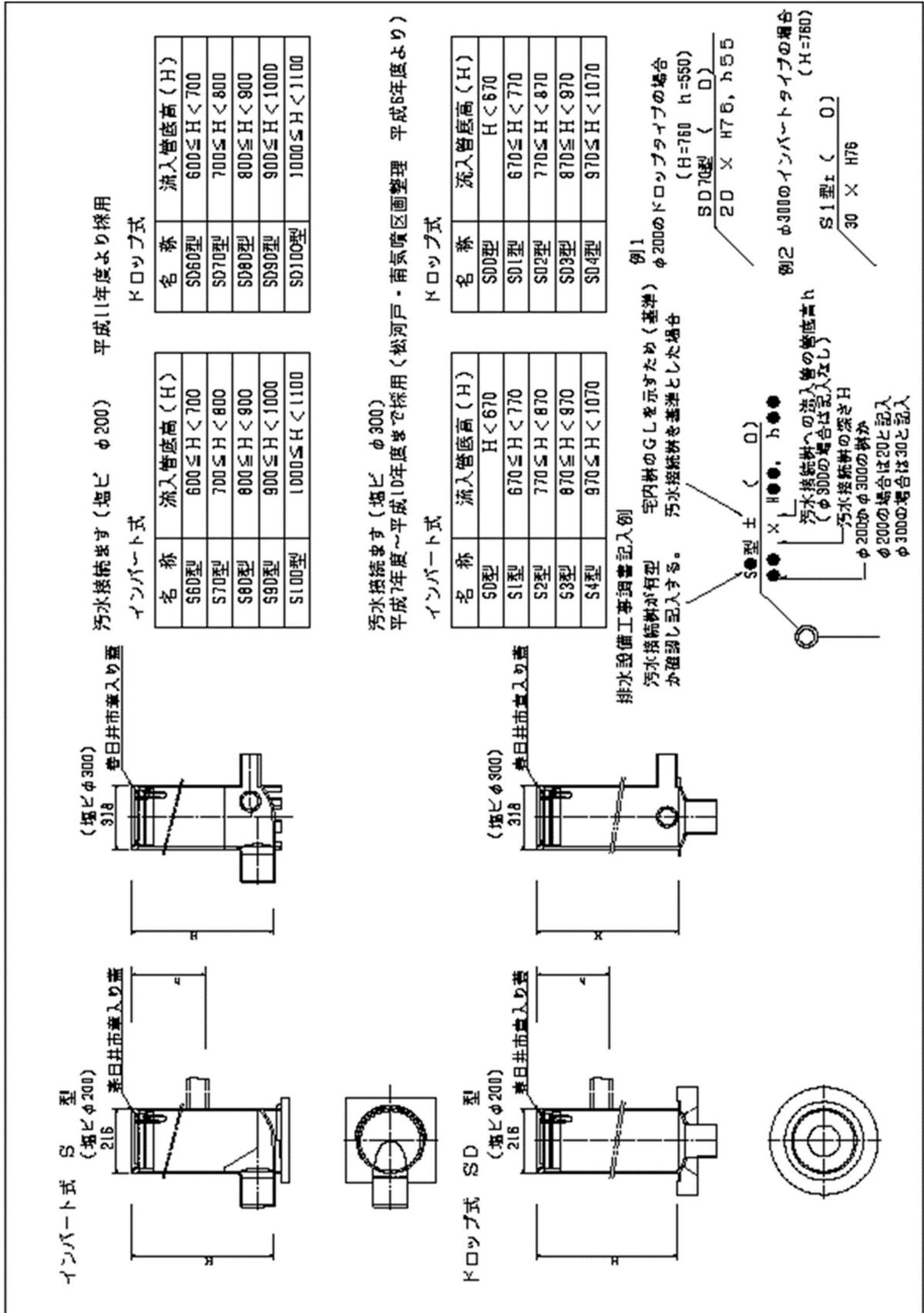
排水設備工事が完了した後、完了届や公共下水道使用開始届の提出が遅れ、下水道使用料の遡求を行う事例が複数ありました。

公共下水道使用開始届は、公共下水道に排水するときまでに市長に届け出ることとなっているため、工事完了後すみやかに提出するようにしてください。

完了届を提出しなかった場合は、春日井市下水道条例第24条第2号の届け出を行わなかった者、公共下水道使用開始届を提出せずに公共下水道を使用した場合は第5号に規定する届け出を怠った者に該当し、申請者に過料が科せられる場合があります。必ず各届出を行うようにしてください。

第5章 汚水接続ます等構造図

1 塩ビ汚水接続ます標準図

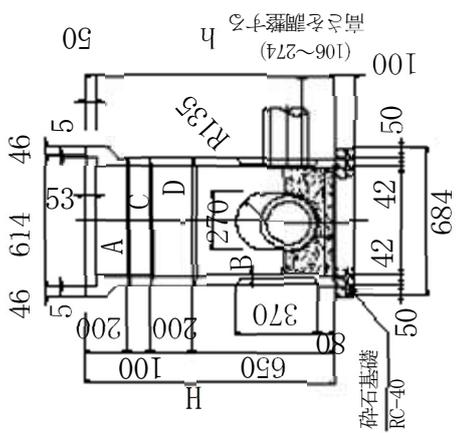


2 汚水接続ます標準図 (SA・SB型)

汚水接続ます標準図 (SB型)

汚水接続ます標準図 (SA・SB)

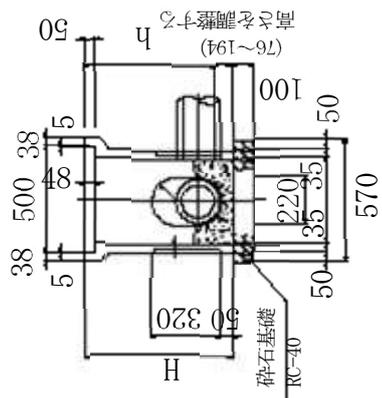
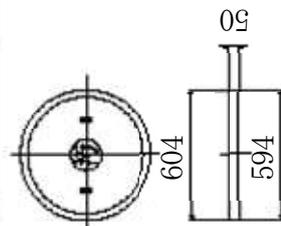
汚水接続ます標準図 (SA型)



備考 蓋は特記使用による。突起なき場合は3型とする

寸法・質量表

記号	組合せ	寸法 (単位: mm)	
		H	h
SB-101	A+B	850	576~744
SB-102	A+B+C	950	676~844
SB-103	A+B+D	1050	776~944
SB-104	A+B+C+D	1150	876~1044
SB-105	A+B+2D	1250	976~1144
SB-106	A+B+C+2D	1350	1076~1244

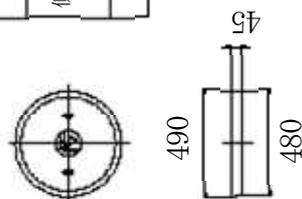


寸法・質量表 (単位: mm)

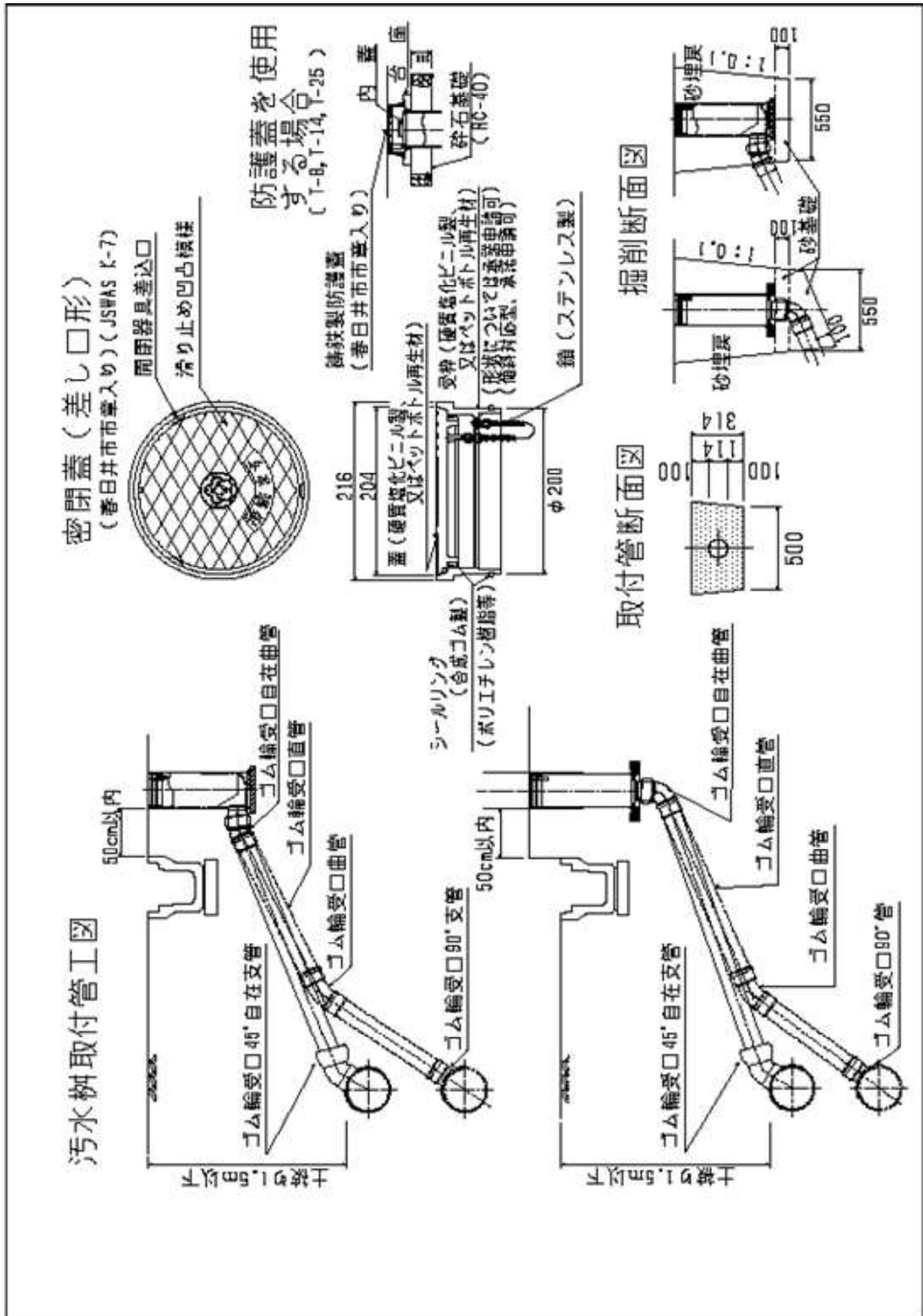
記号	組合せ	寸法	
		H	h
SA-101	—	480	286~404
SA-102	—	580	386~504
SA-103	—	680	486~604

組合表

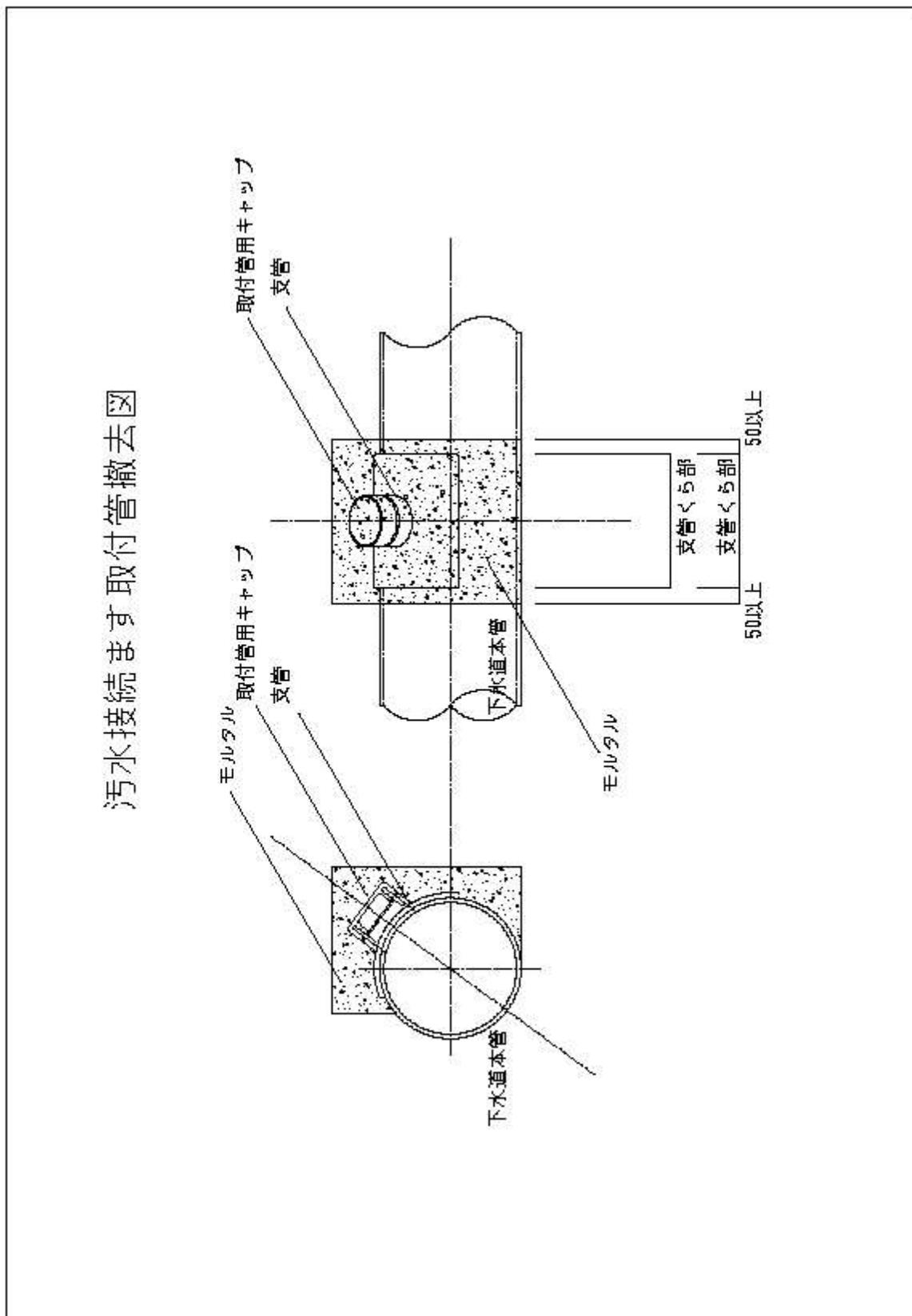
部	材
御塊	SA-101
	SA-102
	SA-103
ふた	



3 汚水取付管工図・密閉蓋・掘削断面図



4 汚水接続ます取付管撤去図



第6章 下水道台帳の見方

下水管種別	HP	ヒューム管	CIP	鑄鉄管
	VU	塩化ビニル管	SP	鋼管
	VP	塩化ビニル管	CP	セラミック管
	DIP	ダクタイル鑄鉄管	HCP	ハイセラミック管
人孔記号	㊦	楕円マンホール	内径600*900	
	㊶	0号マンホール	内径700	
	㊵	1号マンホール	内径900	
	㊴	2号マンホール	内径1200	
	㊳	塩ビマンホール	内径200	
	㊲	0号組合せマンホール	内径700	
	㊱	1号組合せマンホール	内径900	
	㊸	2号組合せマンホール	内径1200	
	㊷	1号角型マンホール	内径900*900	
	㊶	2号角型マンホール	内径1200*1200	
	㊵	特1号マンホール	内径900*900	
	㊴	特2号マンホール	内径1200*1200	
	㊳	特1号組合せマンホール	内径900*900	
	㊲	特2号組合せマンホール	内径1200*1200	
	㊱	マンホールポンプ		
	㊸	レジンマンホール	内径300	
<p>管種 管形 口径 (mm) 勾配 管路延長 (m) 赤線は汚水 ※めがねは、2連 青線は雨水</p> <p>VU ○ 200 3.4‰ 18.45</p> <p>18.940 ← 19.012</p> <p>↓ (m) ↑ (m)</p> <p>下流管底高 上流管底高</p> <p>① M. 1-1 ← マンホール番号 (m) ①</p> <p>GL=20.7 ← マンホール天端の地盤高さ</p> <p>土被りの計算について 土被り=地盤高-管底高-管径-管厚 (計算例)20.7-18.940-0.20-0.0065=1.5535m</p>  <p>ボックス構造口2000×1500は、横幅2000 高さ1500と読む 角型水路の壁厚は0.15~0.30程度で寸法によって異なる</p>				

汚水 接続 ます 種別	SA103	内径400 H=680	Co製
	SB101	内径500 H=850	Co製
	SB102	内径500 H=950	Co製
	SB103	内径500 H=1050	Co製
	S0	内径300 H=670	塩ビ製(SDはトロッフ)
	S1	内径300 670 \leq H<770	塩ビ製(SDはトロッフ)
	S2	内径300 770 \leq H<870	塩ビ製(SDはトロッフ)
	S3	内径300 870 \leq H<970	塩ビ製(SDはトロッフ)
	S4	内径300 970 \leq H<1070	塩ビ製(SDはトロッフ)
	S60~	内径200 H=数値cm	塩ビ製
	SD60~	内径200 H=数値cm	塩ビ製トロッフ柵
	S()	鉄製防護ハット付	
	(掃)	掃除柵(小口径柵)	塩ビ製
	(蒲)	蒲郡柵	Co製
	(塩)	塩ビ柵(径不明)	
	(SK)	SK柵(内径300 公団型)	Co製
	1号	1号人孔柵 内径900	Co製
0号	0号人孔柵 内径700	Co製	
取付 管種	ST	接着受口片受直管	塩ビ製
	SRA	ゴム輪受口片受直管	塩ビ製(本管用)
	SRB	ゴム輪受口片受直管	塩ビ製(取付管用)
	VU	塩化ビニル管	塩ビ製
記号	—●	汚水柵・取付管(赤色)	
	—	取付管のみ、あずかり柵(赤色)	
	—■	雨水柵・取付管(青色)	
	<p>汚水接続ます種別</p> <p>上流マンホールからの距離 ↓ S2型 25.70 SRB φ150 ↑ 取付管種</p> <p>下水道本管から 公共柵までの出幅 ↑ 5.67</p>		

第7章 その他

1 よくある問い合わせ

(1) ドレン排水の接続先

ガス給湯器やエアコン室外機からの排水は、原則污水系統に接続してください。

(2) 分流式か合流式か

春日井市は分流式を採用しています。

(3) 污水系統に逆流防止弁の設置をしたい

分流式であるため、大雨時に污水系統に逆流が発生することはありませんので、設置する必要性はないと考えます。もし発生した場合、誤接続が疑われますので是正の対象になります。

雨水系統は大雨時に逆流する可能性がありますので、設置することに問題はありません。

(4) 污水接続ますの設置は公費で設置してもらえますか

その年度の公共下水道本管工事に伴う污水接続ます設置以外は、個人負担の設置となります。ただし、過去に污水接続ます設置の取り交わしを市と土地所有者の間で行っていたら、市負担で設置をする場合があります。(昭和51年度から57年度にかけて下水道整備を行った中央処理区、高蔵寺処理区の一部、平成17年度以降の味美上ノ町地区の一部) 詳しくは市窓口で確認してください。

(5) 雨水の排水先がない(前面道路に側溝がない)が、どこに排水すればよいですか

分流式であるため污水・雨水は必ず分ける必要があります。それを踏まえた上で、宅地に接している道路の管理者に、道路排水用の街渠管の確認と排水の協議を行って、その指示に従ってください。

(6) 下水道区域外だが前面道路にある污水管があるので接続したい

条件によって公共下水道に接続できる可能性があります。窓口で相談してください。

(7) 露出配管でしか施工できないがどうすればよいですか

耐光性のある管または防護を施して施工するようにしてください。

(8) 汚水接続ますでフリーインバート桝が使用できない

汚水接続ますは原則フリーインバート桝ですが、高さ等で使用できない場合は、ストレート桝の設置も認めています。ただし、事前に市まで確認することと、設置申請書および完了届に使用したストレート桝の構造図（カタログ等）を添付してください。

(9) 汚水接続ますを撤去したい

汚水接続ます単体の撤去は認めていません。撤去する場合は、本管の取付部から撤去し下水道本管をコンクリートで巻き立てるなどの防護を施す必要があります。汚水接続ますは本管の維持管理にも使用するため、極力撤去せず小口径桝に取り換えるなどの対応をお願いします。なお、完了検査時に汚水接続ますが確認できない場合、汚水接続ますの復元等の必要な措置を講じるよう指示します。

(10) 分筆後の土地（下水道区域内）の前面に公共下水道本管がない

土地の利用形態により公共下水道本管等の公共下水道施設がない場合は、公共下水道管理者と協議して公共下水道本管の設置が必要になります。なお、設置費用は個人負担となります。

(11) 仮設用トイレを公共下水道に接続する場合でも排水設備設置申請が必要か

仮設のトイレの場合でも排水設備の設置申請が必要です。

(12) 公共下水道の整備が終わった地域の排水設備申請は、いつから受け付けとなるか

公共下水道本管工事の進捗状況によりですが、通常であれば3月中旬ごろから排水設備申請の受付です。ただし、下水道条例第6条に定める市長の確認を受けたことを証する確認書は、公共下水道の使用可能として告示する供用開始告示の日以降にしか発行しません。確認済証の発行を受けずに排水設備工事を施工した場合、下水道条例罰則規定である第24条第1項第1号が適用されますので注意してください。

(13) 屋外洗車機等の汚水と雨水の分離はどのようにするのか

設置例としては、インバートプラグによる切替マスを使用したり、ゲートバルブを両排水系統に設置し開け閉めで切替、または使用者が排水管に直接キャップをして切替などの方法があります。

2 主たる関連法令等

下水道法

下水道法施行令

下水道法施行規則

春日井市下水道条例

春日井市下水道条例施行規程

春日井市下水道条例施行規則

春日井市排水設備指定工事店規程

春日井市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

春日井市公共下水道事業計画区域外から公共下水道への接続に関する要綱

春日井市排水設備設置義務の免除に関する要綱

春日井市汚水接続ます設置基準

排水設備工事計画確認申請等の手引き

平成22年2月1日 策定 第1版
平成29年4月1日 改定 第2版
令和元年5月1日 改定 第3版
令和3年4月1日 改定 第4版
令和4年11月1日 改定 第5版

問い合わせ先 春日井市上下水道部上下水道業務課 排水設備担当
〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
Tel : (0568) 85-6348、6418
Fax : (0568) 85-6258
e-mail : suigyo@city.kasugai.lg.jp